

令和2年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（3月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
村長挨拶	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
一般質問	9
北 條 利 雄 君	10
森 隆 之 君	29
宗 田 雅 之 君	36
堀 川 照 夫 君	49
関 根 浩 治 君	52
遠 藤 貴 人 君	60
前 田 武 久 君	66
会議時間の延長	79
承認第1号～承認第4号の上程、説明、質疑、採決	79
議案第1号～議案第10号の上程、説明	85
議案第11号～議案第20号の上程、説明	87
議案第21号～議案第30号の上程、説明	98
議案第31号の上程、説明	105

議案第32号～議案第40号の上程、説明	105
散会の宣告	108

第2号 (3月16日)

議事日程	109
本日の会議に付した事件	112
出席議員	112
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	113
職務のため出席した者の職氏名	113
開議の宣告	114
議事日程の報告	114
議案第3号の撤回理由の説明、採決	114
議案第1号～議案第10号の質疑、討論、採決	115
議案第11号～議案第20号の質疑、討論、採決	118
議案第21号～議案第30号の質疑、討論、採決	120
議案第31号の質疑、討論、採決	128
議案第32号～議案第40号の質疑、討論、採決	128
請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	131
日程の追加	132
発議第1号の上程、採決	133
同意第1号の上程、説明、採決	133
同意第2号の上程、説明、採決	134
諮問第1号の上程、説明、採決	135
閉会の宣告	136
署名議員	137

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年3月10日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第8号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第9号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 9 議案第 1号 鮫川村簡易水道事業基金条例
提案理由の説明
- 日程第 10 議案第 2号 鮫川村集落排水事業基金条例
提案理由の説明
- 日程第 11 議案第 3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 12 議案第 4号 鮫川村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第13 議案第5号 鮫川村交流施設設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第14 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第15 議案第7号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第16 議案第8号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第17 議案第9号 鮫川村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第18 議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第19 議案第11号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）

提案理由の説明

日程第20 議案第12号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第21 議案第13号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第22 議案第14号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

提案理由の説明

日程第23 議案第15号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第24 議案第16号 令和元年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第25 議案第17号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第26 議案第18号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第27 議案第19号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）

提案理由の説明

日程第28 議案第20号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第29 議案第21号 令和2年度鮫川村一般会計予算

提案理由の説明

日程第30 議案第22号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

提案理由の説明

日程第31 議案第23号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

提案理由の説明

日程第32 議案第24号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第33 議案第25号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第34 議案第26号 令和2年度鮫川村集体落排水事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第35 議案第27号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由の説明

日程第36 議案第28号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計予算

提案理由の説明

日程第37 議案第29号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由の説明

日程第38 議案第30号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由の説明

日程第39 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（さめがわライフサポート）

提案理由の説明

日程第40 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）

提案理由の説明

日程第4 1 議案第3 3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西山辺地）

提案理由の説明

日程第4 2 議案第3 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井草辺地）

提案理由の説明

日程第4 3 議案第3 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ竜辺地）

提案理由の説明

日程第4 4 議案第3 6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草辺地）

提案理由の説明

日程第4 5 議案第3 7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（中沢辺地）

提案理由の説明

日程第4 6 議案第3 8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（楢木田辺地）

提案理由の説明

日程第4 7 議案第3 9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬辺地）

提案理由の説明

日程第4 8 議案第4 0号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 関根浩治君

2番 森隆之君

3番 遠藤貴人君

5番 堀川照夫君

6番 北條利雄君

7番 関根英也君

8番 前田雅秀君

9番 前田武久君

10番 宗田雅之君
欠席議員（なし）

11番 星 一 彌 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	関 根 政 雄 君	教 育 長 職 代 理 者	阿久津 光 市 君
総務課長	鏑 木 重 正 君	住 民 福 祉 課 長	斉 藤 利 己 君
農 林 商 工 課 長	星 徹 君	地 域 整 備 課 長	鈴 木 守 弘 君
教育課長	渡 邊 敬 君	代 表 委 員 監 査 委 員	森 洋 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 節 子 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	古 舘 甚 子	書 記	矢 吹 かおり
---------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第1回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長、教育委員会教育長職務代理者及び代表監査委員に出席を求めました。

2月21日、白河地方広域市町村圏整備組合第1回組合議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員出席のもとに議案の審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴にお出でいただいた村民の皆様、改めて傍聴ありがとうございます。

さて、明日3月11日で東日本大震災の発生から9年が経過いたします。

人々の記憶から東日本大震災の記憶が薄れてきている今日であります。突然災害のような新型コロナウイルスが発生し、世界中、そして日本全体、我が福島県にも混乱をもたらしております。

ついに、福島県内でも3日前にコロナウイルスの感染者が発生してしまいました。全国各地の状況を見れば、県内でいつ出てもおかしくない状況でありましたが、全く残念でなりません。

いわき市と隣接している本村としましても、可能な限りの対策を取りながら、村民の安全・安心を確保していく所存であります。

さて、今定例会では、ご審議をいただく議案についてであります。条例関係議案が10議案、令和元年度の補正予算に係る議案が鮫川村一般会計補正予算と9つの特別会計合わせまして10議案の補正予算、令和2年度の会計予算が一般会計と9つの特別会計合わせて10議案であります。このほか、専決処分の承認が4件、公の施設の指定管理者の指定についての議案が1議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての議案が9議案、合計44の議案を提出させていただきました。このほかに、副村長と教育長並びに人権擁護委員についての人事案件3件を追加議案として予定しているところであります。

令和2年度の一般会計当初予算は、昨年度と比べまして、3億1,900万円増の31億9,900万円となりました。昨年度と比較して伸び率は11.1%であります。

この予算編成に当たりましては、地方交付税交付金は前年度と比較しまして2,073万円少ない14億6,449万9,000円、国庫支出金は前年度より7,327万9,000円多い2億3,838万円、県支出金は前年度より6,120万2,000円多い3億5,833万円、村税につきましては、ほぼ前年度並みの2億5,718万4,000円と見込んでおります。

村債が1億5,170万円とし、財政調整基金等の基金から3億9,440万円を繰り入れての予算となり、大変厳しい中での予算編成となりました。当然、不要不急、緊急を要しない事業につきましては後に送ることになるわけであります。しかしながら、人口減少策、子育て支援策、ふるさと教育の推進、健康づくりも村づくりにもさらに力を入れてまいる覚悟であります。さらに、原発事故による農作物の風評被害対策、そして、第4次鮫川村振興計画の「つながりで支え輝く村づくり」の基本理念をもとに、農林、畜産業、商工業を中心とした各産業を振興させる村づくり、里山景観を生かしたきれいな村づくり、人が集まる活気のある村づくり、赤ちゃんからお年寄りまで皆さんが安心して暮らせる村づくりを目指して、これまで進めてまいりました各種の施策についても、可能な限り継続をしております。

また、昨年、台風19号で被災した箇所、災害復旧事業、長年の懸案事項でありました青少年広場の大規模改修工事、そして、村民から多くの声が寄せられています、旧つるや旅館の改修工事にも新年度の予算の中で取り組んでまいります。慎重に議案調査の上、ご審議いただき、ご賛同いただきたいと思います。

特別会計予算につきましては、9つの特別会計で13億865万2,000円、前年度と比較しまして451万9,000円の減額予算となりました。

また、一般会計と特別会計合わせまして45億765万2,000円、前年度と比べますと3億1,448万1,000円の7.5%の増額予算であります。

本定例議会におきまして、議員の皆様から14の一般質問を通告していただいております。どの質問におきましても、村が抱えている大きな課題、そして、村民に直結するご質問であります。通告していただいた議員各位に感謝を申し上げるとともに、各質問に対しては誠意をもって答弁をさせていただく覚悟でございます。

提案いたしました議案につきましては、十分にご審議いただき、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

5番 堀 川 照 夫 君 及び

6番 北 條 利 雄 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） おはようございます。

去る3月2日午後3時より、議会運営委員会を開催し、令和2年第1回鮫川村議会定例会の運営につきまして協議をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案44件、請願のありました福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。このほか、陳情書1件、要望書3件を受付しましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定によりまして、その写しを議員各位に配付することといたしました。

次に、一般質問ですが、7名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日3月10日から3月16日までの7日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月16日までの7日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

私は今般の定例会におきまして、3点の一般質問をさせていただきます。

まず、このたびの新型コロナウイルス、呼び名COVID-19の感染拡大によりご苦労されておられます皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、この困難に立ち向かわれている関係機関の皆様に深く敬意を表しますとともに、一日も早くこの事態が終息し平穏な生活を取り戻せるよう心から願っております。

それでは、質問をいたします。

まず第1点は、活気ある役所づくりについてであります。

命や暮らしを守って福祉、教育や地場産業の振興をはじめ、村民の期待に応える村づくり、これを行っていく上で職員が果たす役割は極めて重要であります。

活気ある村づくりを実現するためには、全ての職員がやる気を持ち、その能力を最大限発揮できる体制をつくり上げることが重要であり、そのためには、個々の職員がより専門性を高め、より広い視野と村民感覚を持ってその持てる能力を最大限に発揮できるように、長期的な視点に立った職員の養成が強く求められております。

職員の人材育成での人事管理、職員研修、職場の環境づくりで何よりも求められているのは、意識改革であると思います。今までの仕事を地道にこなしていく前例踏襲型の業務遂行ではなく、新しい課題に果敢にチャレンジするバランスの取れた職員となることが望まれます。

そして、村民の視点に立ち、行政サービスの質を絶えず向上しようとする意識に変えていかなければなりません。職員の意識改革のため、能力評価と業績評価から成る人事評価制度検証などを含め、職員の活性化につながるよう検討を図るべきであります。

また、研修を通じてその能力や経験を高めるとともに、職員一人一人が自分の目指す職員像をしっかりと認識し、業務に当たることが必要であり、特に村の政策方針、総合計画や財政状況、庁議や政策会議での議論されている内容などの情報を共有し、職員がそれらを十分

認識した上で、業務に当たることが重要であります。

自らの能力を高める自己研さんを強く求めるとともに、自治会活動をはじめ各種団体の活動への参加など、村民とともに村づくりに取り組むこと、さらには職場外研修や県との人事交流などにより職員の一層の資質向上を図ることで職場にも活気が与えられるものと考えております。

また、地域の自主自立が強く求められている現在、新しい村を創造するためには、何よりも村民と行政が村づくりの課題を共有し、しっかりとしたビジョンのもとに地域の発展を目指さなければなりません。そのためには、村づくりの主役は村民であることを再認識するとともに、行動や村政に対する考え方、さらには村政情報を積極的に公開し、村民や職員と情報を共有することが重要であります。

山積みする行政課題を一つ一つ解決し、村民が主役の村政を実現するためにも、座して待つのではなく、役所のカウンターを越えて積極的に村民の輪の中に出向き、村民の声に謙虚に耳を傾けるべきであります。

活気ある身近な役所づくりについての次の点をお伺いいたします。

1つ目は、福島県や民間企業との人事交流について。2つ目は、行政区単位での地域担当職員制度の導入について。3つ目は、宅配行政サービスの実施について。

この3点への答弁を求めたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目の質問、活気ある役所づくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

役所とは、文字どおり、住民にとって役に立つところでなくてはなりません。活気ある役所づくりを実現するには、議員ご指摘のとおり、職員の勤勉性、立案力、問題解決力、そして、豊かな人間性が強く求められます。さらに、人事評価制度の評価と検証を踏まえて、適正人事と積極的な研修やセミナー等への参加を促し、職員のスキルアップにつながるための人材育成に努めなくてはなりません。

1番目のご質問、福島県や民間企業との人事交流についてであります。日々変化する今社会情勢に対し、多様化する難題を解決するためには、情報の収集力や分析力、そして、民間感覚での経営と営業力、交渉力、接客力が必要不可欠であります。

今後は福島県や民間企業への積極的な人事間交流を推進して職員の能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

次に、2番目の質問の行政区単位での担当職員制度の導入について答弁をいたします。

この案件につきましては、昨年秋に開催しました各行政区の地区懇談会でも同様の提案が村民より出されております。

各行政区長の職務軽減や催事へのお手伝い、緊急災害発生時の対応、行政区別の要望、陳情や提言の対処、そして、その仕分など、担当職員が積極的に行政区へ足を運んで支援できる制度の導入を確立いたします。

次に、3番目の質問であります。宅配サービスの実施のご提案であります。今後増え続ける高齢化、高齢者世帯、さらに障害者世帯へ対応する行政サービスの手段として全国で取り組み始めている自治体が増え続けております。

役場に足を運べない村民のために、住民票の写しや各証明書の発行などを代行する、お届けする制度の導入は、要綱の制定もしくは条例の改正が必要になるかと思われまので、協議した上で、新年度以降前向きに検討しながら実施したいと考えております。

以上で、6番、北條利雄議員の1つ目の3点に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） まず、第1点の質問の中で、1つ目の福島県や民間企業との人事交流についてであります。

鮫川村も、福島県に職員を過去には派遣したこともあります。広域市町村圏整備組合に職員を派遣、それから、県南建設事務所ですか、職員を派遣していると。私の記憶では、大きなところで2名の職員が派遣されてきたと。これらの効果については、やはり全く鮫川村の組織の内部だけの活動じゃないので、かなり行ってきた職員は成長されて活躍されてきたのかなと思っています。そういう分では、やはり、ほかの職場に出向いて新たな知識を得て村民のためにサービスの向上を絶えず進めるという部分では、かなり意識が変わるのかなと思っています。

それ以来、鮫川村は県のほうに派遣したり県から職員に来てもらったりということはされていません。やはりこういう部分で、周りの市町村ではやられていますよね。例えば棚倉町だと、今でいう市町村課ですか、こちらのほうに職員を派遣する。それから、隣の古殿町だと係長クラスの人が町内に派遣者で来て活躍していると。そういう部分では、聞くと、派遣されている人もそのもともとの職員の内部の人に聞いてもかなり元気が出ているよという話

をされています。

先ほど村長は検討するというお話でしたが、ぜひ検討していただきたいと思うんです。やはり官側というか村側のメリットというのは、行政での対応能力の向上というのが一番に挙げられます。それから、業務運営の効率化とか、それから、幅広い視野を持った人材が育成できる、それから、組織運営への活性化とか、総合理解の促進とかというメリットがたくさんあります。そういう部分では、ぜひこれを、少ない組織の中で派遣するというのは大変だろうけれども、やはり交流するというから村も出す、県からも来ていただく、そういう交流の仕方を考えればこれらは別に同等の予算で可能ではないかと思うんですが、ぜひもう一度、ぜひ実行していただきたいので、村長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま再質問をいただきましたけれども、職員の能力を最大に引き出すためには、様々な団体、様々な職場、そして、環境の変わったところでの研修、そしてまた人的交流ですね、一番はやっぱり同士なんですね。人的交流。

他町村は毎年職員を代わる代わる職員を市町村課のほうに派遣をしております。

実は、一昨年、玉川村役場に行きまして、ある住民課の職員がおりました。医療福祉関係の要望書を持って行ったんですけれども、ある職員がどちらにおいでですかというんですね。こういうわけで住民課長にお会いしたいと。そしたら、住民課長にわざわざご案内していただいたと。それで名刺をお渡ししました。その職員がさらに、今日、村長おいでですので、村長にお会いいたしますかと、こういうわけですよ。村長にぜひお会いしたいという、その職員は村長室まで案内してくださいました。

うちの村は、そこまで高いサービス力は求めないかもしれませんが、そういった職員はどうして育てているのかなと思いました。私は彼に会いたくて、村長就任してすぐ電話しましたけれども、そのようなこと2回あったんですよ。そしたら、間違いなく彼は今、市町村課の出向をしております。村長は彼をもう少しもっと大きくして村に戻したいという思いがあって、市町村課に出向しています。私、この前行って二度ほど彼に会ってきました。

ですから、私が何を再質問に対して言いたいかという、やはり今後うちの村もそういった県との交流、そしてまた、県の職員さんのやり方とか同士との研修、出向していくと出向者だけの研修があるそうなんです。どこの自治体が効率が非常にいいからそこにそのグループが行って研修をするという、そういう特別メニューもあるということを町村課長から聞いております。

残念なことに私の村は、新年度は休職といえますか、そういった職員もおりまして全体の職員さんが足りておりません。そして、その次の年度には広域圏等々に2人の職員の派遣が義務づけられておりますので、そこを勘案しながらも、やっぱり研修をして、また戻って能力、それから、政策立案とか併せて持ち帰られるようなそういう職員研修をこれから、答弁のとおり推進していきたいと、そのような覚悟でございます。

以上答弁いたします。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 官民、県との人事交流もそうですが、やはりメリットは結構高いし、やはり視野が広がる、最終的には住民にサービスする質の内容が変わってくるというのが、いろんな県との交流や民間との交流をやっている自治体から聞かれるのは、そのメリットの大きさがすごいという話なんですね。

鮫川はしばらくはそういうことをやっていなかったというんですが、やはり職員を育てるということは、住民サービスの向上につながるわけですので、ぜひ機会があったらそういうチャンスをやはり逃さず実行していただきたいと思います。

それから、2つ目の行政区単位での地域担当職員制度の導入であります。

職員は、7つの行政区に散らばっておりまして、業務のほかにもいろんな行政区に直接携わってやっている職員もいらっしゃいますが、やはりこれからは地域行政区単位の担当職員をつくって、いろんな細かい事務も含めてやはり地域住民で構成され、地域組織に協力する、それは行政との連絡も含めてなんですが、物事の対応をスムーズにいく、その体制も含めてスムーズに進行させることが必要なのかなと思うんです。

やっている職員はやっているんですが、やらない職員は全然携わっていないのもあるんですが、ぜひ職員である以上、やはり自分の住んでいる行政区も含めたところに直接地域のことを一生懸命心配して、自分のやっている仕事とつなげながら仕事を進めるという部分では、やはりきちんとそういう体制を組んだほうがいいのかと思っております。

現在でも多くの職員が行政区によっては携わっていますし、職員がいないところは行政区長さんをはじめ大変苦勞されて、事務も含めて行政関係の事務事業にもご苦勞されているとお聞きしております。やはりここをきちんとこれから組織を見直す中で、みんなで職員で話し合っってそういう地域担当制度をつくり上げていただきたいと思いますので、もう一度村長のご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 多くの村民、また、区民の皆様の本当にきちんとした要望が届くような前向きなご提案であります。感謝申し上げたいと思います。

昨年、行政区の地区懇談会で各行政区7か所ですね、全課長と一緒に、あと3人、4人くらいの若い職員さんのグループ分けをしまして、各区民の皆様のお声を聞く懇談会を開催してまいりました。120件ほどの多くのご要望、ご提案をいただきまして、それをまとめてどのように対応するかというのは、今度の区長会のほうでご報告をさせていただく予定でおりますが、今、ご提案あった各区のご用聞きといいますか、やっぱり区でどのようなことでお困りになっているのか、そしてまた区の要望、それとあと、過去に出されている要望とか陳情書が埋もれているものもたくさんあります。そういったものまで含めて、担当係が区長様と密に連携を取って、何かお困り事はありますかというくらいの体制で、区に足を向けてそれをお持ちする、またそれを今度担当課につなぐというような、そのような職員の担当割を新年度考えていきたいなと思っております。

あと、もう一つは、若い職員さん、特に本村の出身者ばかりでないわけでありまして。本村の地理、本村の大字区にどういった状況になるかというのもまだまだ現場に足を運べる機会がないものですから、そういった中堅の職員さんとあと若手の職員さんをグループにして、区長さんをはじめ、大字に足を運んで村の現状を踏まえた上で、一番目の質問にありましたように役に立つ職員、そしてまた、皆さんからの声を聞いて担当課につなぐと、そういった体制をぜひとも新年度以降協議しながら制定したいなと、そんなふうな覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 地域担当職員制度、これらについては、効果は先ほども言ったとおり多いですね。地域側の効果としては、まず、担当職員を通じて行政情報とか行政支援の部分が有効に活用できるということが一つ、それから、地域づくりの会議を活用して地域の自主的な取組が促進されるというのがあります。

それから、例えば村側の効果といたしましては、やはり地域と行政の情報共有や連携が促進されるというのが大きいんだと思います。それから、複数の組織内の部課にまたがる地域課題の対応については、調整がすぐにやりやすい、効果的に実施されるというのがメリットがあるんだと思います。それから、既存制度の見直しを行うときに検討する部分、例えば、街路灯設置が補助がこうだとか、こういうふうにすればいいという部分も簡単にできるような気がするんで、そういう部分では、既存制度の活用も含めた拡充が簡単にできるというこ

とであります。

そういうことで、ぜひこの村長が言ったとおり検討するということでもありますので、ぜひ職員の皆さんも大変でしょうけれども、やはり意識改革をするという部分でも、地域に入っ
ていただいて、住民サービスの向上にご努力いただきたいと思います。

それでは、3つ目の宅配行政サービスの実施についてであります。これらについては、当然
少子高齢化、ましてや独り暮らしの人が多くなっている状況の中で、証明書類を役場に
来ないと取れないという相当苦痛になっているということで、全国的には、この宅配行政サ
ービスを行っているところが多く出てきています。

これはやはり、本人が役所に出向くことができない人には役所がお届けすると。そういう
部分では、取り扱う証明書類も指定して、それを有効に職員が出向いて行政サービスを行っ
ていくことが実行されています。

これらについても、鮫川では多分やられていませんけれども、先ほどの地域担当職員制度
と同じく今までのやり方とか方法を見直す、そういう部分ではその時代に合った行政サー
ビスを見直す、こういうことがぜひ必要なんだと思います。

この行政サービスの宅配について、もう一度村長にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 3つ目の宅配行政サービスであります。役場にどうしても来られな
い方々がこれから多くなる予想をしております。特に高齢者、また、障害をお持ちの方で
あります。

発行する証明書の内容、住民票の写しとか、それから、謄本、抄本、さらには所得証明書、
印鑑証明書まで発行している自治体は実はあります。こちらの証明書につきましては、本当
に個人情報が入っている大変な証明書であります。ですから、その取扱いの仕方、さらには
やり方につきましても、慎重に対応しないとならないということもございます。特に、所得
証明書等々、個人情報に関わる問題も加味してありますので、そういった証明書を実際に宅
配行政サービスでもう既にやっている自治体が数多くありますから、そういった先進地の条
件、それから制定の状況も参考にしながら、ぜひともクリアできるものはクリアして、そし
て、お困りになっている方々へのお届けということで、当然守秘義務を持っている職員がお
運びするようになるかと思いますが、その手続、どのような申込みで発行、お届けまでに至
るのかということをつかりやすく提示をさせていただいた中で、取り組みたいなと思ってお
ります。

それと、もう一つは、証明書の発行時間なんですね。夕方お勤めをして帰ってきて間に合わないという声も聞かれておりますから、職員さんの職務時間をずらしてでも夕方6時半頃までに発行できるような体制も必要であるという村民の声もいただいております。

それとあわせて、そういう証明書がとうとう役場に来なくては発行できない、そのような不便を来している方相手の対応、これは優しい村づくり、人に対して村民に対して優しい村づくり、これの一環としてその中のメニューの一つとして、ぜひとも新年度以降検討して制定していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 宅配サービスについては、これ各市町村によって実施要綱も含めた、先ほど村長が答弁されたようないろんな守秘義務に係ることとかいろんな問題があるんで、それを整理した実施要綱というのを策定しながら、それをやはり実行しているところが多いんですね。

こういうことも含めて、この活気ある役所づくり、そこに中心になるのは職員であります。先ほど私が最初の質問で述べた3点というのは、新しい視点から実行している自治体もごさいますけれども、鮫川ではやっていない。人の自治体の話ではなくて、鮫川で実行していただきたいと思うんです。こういうふうに住民のほうから見に行く形で、職員が動くということは住民の人もすごくうれしいし、職員の皆さんがこのような形で俺たちのために、私たちのために頑張っているというのを見てもらう、そして実行してもらうということで、相当職員も喜びを感じた仕事ができるような気が私はするんです。

そういう見える形も含めて、私が述べた県とか民間企業との人事交流、それから地域との担当職員の制度、それから宅配行政サービス、やはりこういう部分で時代に合った行政サービスを職員自らが考えて地域住民にサービスを提供していく、こういうことを先ほど村長はそれも検討したり実行していくことで考えるということですが、本当にまず村長自らがそういうふうにしていきたいという答弁なので安心しましたけれども、やはりこれは、ぜひ実行していただきたいと思います。

以上で第1点の質問を終わりたいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、第2点です。空き家対策についてであります。

空き家解消のための空家対策特別措置法が、いわゆる空き家対策法が成立し公布されております。成立した空き家対策法は、適切な管理が行われていない空き家などが防災、衛生、

景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているということに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家などの活用を促進するものであります。

空き家については、各自治体などによる調査及び除去などの強制的な措置を可能にした上で、それと連動して固定資産税の減免措置から除外する措置がとられることとなります。その結果、空き家の所有者は早急に対応しなければ経済的な負担や行政による強制的な措置を受けることとなります。

本村の空き家対策について、次の点をお伺いいたします。

1つ目は、空家等対策の推進に関する特別措置法の村民への周知と指導方策について。2つ目は、現時点において、この法律に抵触するおそれのある物件の有無と件数について。3つ目は、空き家対策計画の作成や組織づくり、関連団体との連携、空き家の実態調査、所有者の特定と聞き取り調査、空き家の判定とデータベース化など空き家対策の考えについて。

この3点についてのご答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目のご質問、空き家対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の空家対策の推進に関する特別措置法の村民への周知と指導方策についてであります。

空家対策の推進に関する特別措置法は、平成26年10月に制定され、平成27年5月に関連規定も含めて全面施行されました。同法第3条において、空き家等の所有者の責務として、空き家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとする規定されております。

また、同法第2条第2項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められた空き家等を特定空き家等と規定しており、同法第14条において、市長村長は特定空き家等の所有者に対して、当該特定空き家等に関して除却、修繕、立木竹の伐採、その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措

置を取るよう助言または指導することができると規定されております。

村では、これまでこの法律について特に村民への周知は行ってきておりませんでした。今後この法律の趣旨を村民に周知して、空き家等について適切な管理が行われるよう指導してまいりたいと考えております。

2つ目の、現時点におけるこの法律に抵触するおそれのある、法律やそういったものに制限や規制をかけるおそれがあるという意味ですが、そのようなおそれのある物件の有無と件数についてであります。平成22年度に福島県が東白川郡内の空き家の調査を実施しております。そのときの調査結果では、本村における空き家の件数が96件となっております。また、平成27年度に村が独自に調査したときの空き家の件数は132件でありました。この法律に抵触するおそれのある物件の有無及び件数については、現時点で把握してはおりませんが、今後住民の保安上、それから衛生上を考慮の上、調査をし、指導してまいりたいと考えております。

3つ目の、空き家等対策計画の作成や組織づくり、関連団体との連携、空き家の実態調査、所有者の特定と聞き取り調査、空き家の判定とデータベース化など空き家対策の考え方についてであります。平成22年度の県の調査では、所有者の特定及び空き家の売買や賃貸について所有者の意向調査を行っております。

平成27年度に実施した村の調査は、実態調査としては完全なものではありませんが、空き家の管理等について所有者の意向調査を行っております。

空き家対策計画につきましては、現在担当課である地域整備課において作成業務を進めております。今後空家等対策の促進に関する特別措置法の趣旨にのっとり、空き家対策計画の作成、空き家の実態調査、空き家に関するデータベースの整備、空き家やその跡地の利用の促進、さらには特定空き家等に関する措置の推進等に努めていく所存でございます。

以上で、6番、北條利雄議員の2つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） この空き家対策については、多分以前の議会でも他の議員でも質問されていたと思うのですが、先ほどの質問の中で述べたとおり、こういうところは全国的に増えているし、鮫川も今、村長がお話ししたとおり県で調べたのも96件、村で27年度に調べたら132件というものすごい数であります。

これは、質問で述べたとおり適切な管理が行われていないの部分は、誰でも分かるとおり防災とか衛生とか景観とかというこういうものにまさに深刻な影響を与えるものであります。

所有者本人の意識に関わらず周りが確実に迷惑しているし、悪影響が出てくるということです。

これ、措置法の一つのポイントはそこの一つの防災衛生環境等の影響を考慮したもの、2つ目は、空き家だけを騒ぐのではなくてやはり住民の命と体、それから財産を保護するという部分でも、保全というかそれが大切であるということで2つ目のポイントに挙げています。それから、あわせて、空き家を騒ぐのだけではなくて、空き家を活用促進させるということでもあります。

前の5日の定例議会にあちこちの、これ中央でもそうですが、空き家になって寄附するか村に売りたいとかと言って、村は不動産屋さんかなんていう声もあったりしますけれども、不動産屋でいいと思うんです。それは、やはり鮫川をどうしても出ていかななくてはならない、空き家にしなくてはならないなんて方もいらっしゃるわけです。それを我慢しているというわけではなくて、やはり理由もきちんと確認する必要があるんだろうけれども、やはり次に活用させる、それを生かすということをしていかなければならないんだと思います。

例えば、岐阜県にたまたまなんですが、東白川村というのがあるんだそうですね。ここでは、不動産屋みたいなのがあって、全て村で空き家の把握はもちろんだけれども、空き家利用のこと、それから、鮫川村に転入してくる、他の地域から鮫川村に入り込むことも含めたそういう一連のことをやっている課があるんですね。実績があるんです。

私もちょっとネットで調べてみましたけれども、素晴らしい実績を上げていると。これはもう完璧にその村自体が不動産屋を当然やっているんですが、それから、出ていくときは村に寄附するか売っていくのかも含めて全部、それから、全て農地つきなんです。自家商品、野菜を作ってもいいよということで、必ず、そういう田畑を確保してやる、そういうこともやっているんであります。

そういうことで、鮫川の場合は、空き家が目についてはいるんだけれども、きちんとした対策としてはやられていないということで、村長も先ほどの答弁では、これから検討してそういうことをきちんとやっていきたいというお話でしたが、やはり、空き家を見ただけで、騒ぐだけじゃなくてやはり次の活用まで含めて、この空家対策特別措置法の趣旨を踏まえても、ぜひ鮫川村でどの課が担当するか分かりませんが、この辺を整理して、きちんとしてこの鮫川に住み続ける人のためにも、この対策をぜひ実行していただきたいと思います。

もう一度村長のご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 人口減少策、さらにはどんどんと増え続けるであろうこの本村の空き家、中心地ばかりではなくて、各大字にも今増え続けておるのが現状で、1,100件のお宅をお伺いすると、去年までいらっしゃったんですが今年はカーテンが閉まっているというお家も当然ございます。

ご指摘のように、まずは空き家にとって2種類があって、一つはもう倒壊寸前、保安上、それから村民の安全上、防犯上、景観上悪いという本当に解体するしかない寸前の空き家も実際ございます。それともう一つは、まだ手を加えればこれから移住・定住される方々へのご提供できる、まだ手を加えれば骨もしっかりしているというような空き家が2種類ございます。

そちらを見極めて、まず、前段の危険性の高い空き家につきましては、所有者の確定、そしてまた、解体のお願いをしまいたいと思います。

そしてまた、まだまだ活用できる空き家につきましては、当然これも所有者の承諾が必要なのでありますが、まだ我が村には空き家バンク、空き家の情報提供を一括して一元化する状況ではないものでありますから、そういったものも含めまして定住策、それから人口面の減少、そのために新年度以降プロジェクトチームをつくって対応していきたいなと思っております。

今、議員おただしの中でも、岐阜県の東白川村、人口2,000人の村であります。そこには桂川君というスーパー公務員がおります。彼と私何度か会っております。この前も土地つきで1件で14万で販売しております。ネットで見るとかなりの件数が値段が入って間取りまで出ているんですね。彼が言うには、この前も電話で交信しましたが、1か月に1件、Iターン、Uターンを今、目標にしているんですと言っていました。それと、不動産等の業務も踏まえている村でありますから、村が精力的にヒノキ材を使って、他県まで行って1軒の建築を推進している村なんですね。ですから、ぜひとも資料提供必要があれば、ご連絡いただきたいと彼も言っておりますので、やっぱり先進地に見習うことなんですね。まねができることはまねする、できないものはやっぱりやらないほうがいいんで、そういった農地付きの空き家の活用も含めて推進していくべきだろうと思います。

また、やっぱり不動産の売買ですから、これは民間の不動産業者と連携を取って、そして情報提供お互い共有しながら、村に不動産業者の方々がいらっしゃいますから、そういった方々との連携を取りながら、推進していくのも一つの手なのかなと思っておりますし、今後また増え続けるであろう空き家対策には、本当に目を背けることなく対応していきたいとい

う考えであります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） この空き家対策については、今の先進地、岐阜の東白川村ですか、ここでは先進地でやっておられて成果が実際出ているということでもあります。

鮫川村にもこの空き家は本当にどこの集落にも見られている。新しい新築住宅を建てると古い住宅はもうそのまま放置されているというところもありますし、鮫川から出て行ってしまうというのがあります。これが目について多くなっています。

やはり早めに対策を取らないと、どんどん景観も悪くなるし、今までこの鮫川村でこれからも生きていこうという住民の人たちが何かその悲しくなっちゃう、そういうのをやはりなくしていきたいと思うんです。

やはり鮫川になくてそれが活用できないのであれば、違う人に活用してもらって少しでも空き家をなくす。これをぜひ、これからプロジェクトをつくって村長はやってきたいというご答弁でしたので、これらについてもやはりぜひ実行していただきたいと思います。

やはり、ここがきちんとならないと何かここに住んでいる人の顔が、ほかから来た人から見ると会わなくても環境だけ見れば鮫川の人たちはどんな人かなというのがすぐに分かってしまう、そんな、しかも分かるのはいいけれども、悲しい目で見られるようなことでは困るんだと思うんです。やはりそこは、最低限の基礎的なことだと思うんです、人が生活するという部分は、ここをぜひ実行していただきたいなと思います。

次に移ります。

次に、第3点でございます。魅力発信と認知度の向上についてであります。

村の魅力をつたえ、村内外を問わず積極的に発信し、認知度の向上と村のブランドを形成するための様々な活動を指すタウンプロモーションがあります。地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれております。その捉え方は多々ありますが、最終的にはそこに住む地域住民の郷土に対する誇りや愛着の醸成と外部からの認知度向上及びブランドの構築の2点が主目的であります。

特徴は、組織ごとに分断された受動的な政策とは異なり、組織横断型の能動的な政策だということでもあります。村として打ち出すイメージを普遍的に作り出し、そのイメージをブランドとして高めていくこと、能動的な政策は、自ら積極的に村を売り込んでいき、イメージを高めて経営資源の獲得を目指す活動と考えることもできます。

そのため、自治体にはない営業という要素が必要とされ、村内の民間企業や各種団体、地域住民などと相互に連携して実施していく必要があります。

人口減少や高齢人口比率の上昇などを背景として、地方自治体においては、消費市場規模の縮小や人材不足などによる将来の地域の経済力、活力低下が懸念されております。国は、地方自治体に対して、均等に成長を促す結果の平等から、自治体の挑戦を促す機会の平等にシフトしております。積極的に先進的な取り組みを行う自治体に対しては、補助金交付などの助成を行い、挑戦しない自治体に対しては助成を行わないというスタンスに変わりつつあります。

こうした企業誘致や観光客誘致、移住者誘致などをめぐって自治体間での競争の時代が始まっております。これは各地の施行されている地方総合戦略を見ると明らかであります。地域の活力を維持増進し、持続的な発展を可能とするためには、企業や観光客、移住者や各種団体から選ばれる地域になることが必要との認識が高まっております。

産業の振興や生活環境の充実といった取り組みによる地域の魅力を高めるだけでなく、地域の魅力を選ぶ側に対して適切に伝える努力が不可欠であると考えます。

タウンプロモーションについての次の点をお伺いいたします。

1つ目は、地域住民の郷土に対する誇りや愛着の醸成と、外部からの認知度向上及びブランドの構築についてであります。2つ目は、オール鮫川の体制で本村の知名度や認知度の向上を目指し、全国から選ばれる地域、村づくりを進める考えについて。

この2点についてご答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3つ目の質問、魅力発信と認知度の向上についてのご質問にお答えをいたします。

北條議員ご指摘のとおり、地域の振興、活性化のための有効な方法としてタウンプロモーションに取り組む市町村が増えております。

地域の魅力や施策、情報を村内の方だけではなくて、村外の方にも広く発信し、鮫川村を知ってもらう活動として、村の活力を維持し、存続のための手を打つこと、村の方に愛着を持ってもらえるようにすること、村のよさを再発見してもらうために、選ばれる村、住みたくなる村となるよう取り組みを進めることがタウンプロモーションであります。

タウンプロモーションの手法として、PR映像やPRポスター、冊子、PRイベント、そして、何よりも重要なのは、発信するだけではなくて人対人、つまり熱意を持った営業を諦めず繰り返すことでもあります。村を知ってもらうことが重要で、そのようなことを繰り返しながら村を知ってもらうことが重要であります。

1つ目のご質問の、地域住民の郷土に対する誇りや愛着の醸成と、外部からの認知度向上及びブランドの構築についてであります。この村に生まれた子供たちが大人になったとき、この村で暮らして行こうという気持ちになるかどうかの鍵は、この村に対する愛着がどれだけあるかであると思います。

教育委員会が実施しているチャレンジスクールでは、郷土の学習を通して、地域を愛する心を育むために、本村ならではの豊かな自然や文化、食と農の教育資源を生かした特色ある体験活動を行い、子供たちの自己肯定感と変化の厳しい社会を生き抜く力を育み、郷土の誇りと愛着を持って、未来の鮫川村を担う人材育成を目指して、鮫川学を今年度からプログラムに取り入れました。子供のころから村の魅力に直接触れることによって、郷土に対する誇りや愛着が増すものと思われま。

また、地域ぐるみで子供たちの社会性や郷土愛などを育むために、新年度から学校と地域が協力して行う地域学校協働連携事業に取り組みます。

私は以前から、子供の発達を支援し生きる力を育成するためにふるさと教育、そしてキャリア教育がとても大切であると考えております。来年度から新しい教育長とともに、ふるさと教育、第4の教育のふるさと教育ですね、それとキャリア教育に力を注いでまいりたいと考えております。

また、村では、毎年フォトコンテストを実施し、入賞作品によりふるさとの四季カレンダーやポストカードなどを製作しておりますが、これも村内の美しい風景や魅力を再発見してもらうことで、村に対する愛着を醸成する効果を期待して実施しているところでもあります。

手・まめ・館に村の景色が入ったはがきがあります。農林商工課にもありますので、どうぞ皆様方活用して礼状、お便りを出すときに村の美しい景色を村内外に発信していただきたいと思っております。

また、毎年11月に開催しております鮫川の食を楽しむ会も、村の豊かな食材を生かした伝統食やアイデア料理などを食してもらうことで、村への愛着を醸成する効果を期待しております。

毎朝、6時50分に防災無線で流しております村民の歌も、郷土の誇りや村への愛着の醸成

につながればとの思いで実施しております。村では、様々な機会を通して村民の郷土に対する誇りや愛着の醸成に今後もまた、諦めずに繰り返して取り組んでまいります。

次に、外部からの認知度向上及びブランドの構築についてであります。今年度国・県の補助金を活用してPR映像の作成やPRイベントを実施してきました。新年度もタイムプラス映像、これは写真をつなぎ合わせて動画にする映像だそうではありますが、それらによる村のPR動画を作成することにしております。

また、桜や紅葉の名所を案内するイラスト案内図も作成をいたします。来年度、鮫川に関心を寄せる方々に対して、鮫川のイベント、観光、物産等の地域情報を発信し、末永く交流を持てるような関係づくりを行うために、SNSのラインアカウントを活用して鮫川ファンクラブをつくって、外部からの認知度向上に取り組んでまいります。

また、国が推進している関係人口づくりにも取り組んでおります。具体的には、連携協定を結んでいる東京農大とのつながりを生かした関係人口づくりや、写真撮影を趣味とするカメラ愛好家、村の自然環境が大好きなサイクリング愛好家等の関係人口づくりにも推進をしていきたいと思っております。

また、物産販売やふるさと体験ツアーなどを通して、村との交流のある東京都北区や目黒区、世田谷区などの都市住民との関係人口づくりなど、村のあらゆる資源を活用して、関係人口づくりに取り組んでまいります。

そして、外部からの認知度を向上させるための大切なのがブランドであります。鮫川村の理念やビジョンを明確にして、村内外の方に村のイメージを伝えるために、新たな鮫川村のブランド構築について取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目のご質問、オール鮫川の体制で本村の知名度の向上を目指して、全国から選ばれる地域づくりを進める考えについてであります。先ほど申し上げましたとおり、村の認知度向上のために様々な取り組みを行ってまいります。

その中でも、SNSを活用しての鮫川ファンクラブの創設は、今までにない新しい試みであります。鮫川村の未来を切り開き、本村を選ばれる地域に変えていくためには大きな力になるのではないかと期待をしております。ファンクラブが単なるファンクラブにとどまることなく、これを起点として、様々な人々の心がつながって鮫川村に活力をもたらしてくれるよう、そういう存在になってくれるように村としても、大事に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、そのためには、役場だけでなく、村民の皆様、また議員の皆様をはじめ、多く

の皆様が思いを一つにしてワンチームオール鮫川で取り組むことが大事であると考えております。

また、取り組みを確実に実行していくためには、そこに関わる人材の育成や優れた人材の配置など、体制整備も大事なことであります。

この鮫川村が全国から選ばれる地域になるよう、村民の魅力に磨きをかけ、認知度向上のために情報を絶えず発信して、オール鮫川で村づくりに取り組んでまいりますので、議員の皆様にも引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上で、6番、北條議員の3つのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村の魅力発信、それから、認知度の向上、今までもやってこなかったわけじゃなくて、確実にやられてきました。

昨年の8月の村の村長選挙において、新しい関根村長が誕生しました。それ以来、私が気づく限りですが、いろんな部分で努力されていると思います。例えば、防災無線、朝、鳴りますけれども、防災無線で様々な情報などが発信されているんですが、現実現場で働く職員の声でお話しされているという部分で、これも新しい試みでやっぱり新鮮さを感じるなど私思っているんですが、そういう部分でいろんな分野で配慮されながら行政を執行されているなど思っています。本当にうれしいことであります。

ただ、それだけは村民にだけにはそういうふうに伝わるんですが、先ほど言ったとおり、外部の認知がどうかとか、村のブランドはどこまでというのは外には伝わらない。先ほど村長がお話しされたとおりいろんな努力もされているし、継続をするということですが、今、答弁で言われたとおり情報発信技術の活用SNSとかの部分ですね、ホームページもそうですが、ホームページも以前と比べて何かきれいに整理されて発信されているなど私感じています。それは、職員の皆さんがきちんと努力されて更新されているのかなと思って、うれしく見せていただいているんですが、ホームページとかSNSというのは村内はもとより、村外の人に発信される日々重要な情報通信網であります。その好感度、どこまで見られるかという数も分かるわけですが、そういう部分で好感を受けて信頼を獲得して鮫川に来ていただく、そういう行き交う活気とにぎわいという村づくりが実感してくるのかなと思っています。これはぜひもっと質を高めたものを実践していただきたいなと思います。

今日も新型コロナの話でありましたけれども、西会津でしたっけ、西会津は学校休みにしても小学生が自宅でタブレットを使って勉強できるようになっているんですね。いや、すごい

など思ったんですが、何で鮫川でできないのかなと逆に思ったんですけれども、それは金もかかるし、そういうことで、こういう緊急事態にあってもやはり子供たちが困らないようにすぐ対応できる体制ができているという部分では驚きではあるんですね。鮫川なんか忘れて、休ませればいい、自分で勝手に勉強するような話じゃなくて、休み中もやはりそういうタブレットを使って家庭で勉強を継続できるようなまさにすばらしい西会津町。

まずこういうことも含めて、やはり今何もないから今必要ないからということじゃなくて、次に備える努力、こういうブランドもそうですし愛着もそうなんです、やはり日頃の努力だと思うんですね。こういう緊急事態になるときは必ずそういうのが出てくるのであります。

いろいろ鮫川村も体制が変わってご努力されているのは重々私も認めるところでありますが、やはりこれから本当にこのまさに少子高齢化の中で、鮫川村が選ばれる地域になるのであれば、村執行部だけじゃなくて住民もそうです、私たち議員も特にそうですが、やはり個々が努力して初めてそれが一つになってこの鮫川村をすばらしい村にする努力というのは、みんなにもう一度確認してもらって参加いただければと思います。

村でも、3月ですのでいろんな人事異動があります。先ほどから村長が言っていた、副村長も提案される、教育長も提案される。どういってお方かは分かりませんが、やはりこれから選ばれるであろう村のトップ3の2人、この人たちの考え方や方向性も私たちは気になるころではありますけれども、やはり村長がいろんなところでお話ししているいろんな挑戦をしているやつ、やはりこれをきちんと伝えて、その人たちがトップに立って職員を動かす、村民に喜ばれる行政サービスを願っているものです。そういう中でこのタウンプロモーションについても、やはり一つ一つ着実に実行していただきたいと思います。

最後になりますけれども、オール鮫川の体制で、知名度や認知度の向上を目指す村長の決意をもう一度お話ししていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 村づくりに一番大切なのは、この村を将来どのような村にしたいのかというイメージを明確にすることだと思っております。

今、第4次振興計画のちょうど半ばが過ぎたところで、「つながりで支え輝く村づくり」という大きなテーマがありますので、これがまた次の振興計画を制定する上で、まだ4年の歳月がありますけれども、今からやっばり10年後、村をどのようにしたいのかということをお子でも高齢者の方でも分かりやすいテーマを再度考えていくべきかなと思っております。

先般、東京の渋谷駅前に、グーグルという本社特別室というと普通入れないんだそうですが、経産省のキャリアと一緒にグーグルの本社に行ってみりました。まさにあの大きなビルの中に本村の人口に匹敵する方々が働いております。働き方改革で館内にはプールもあり、トレーニングジムもあり、バーもあり、レストランもありと。いつどの時間に誰が働いてもいいという環境の中で、若者が働いております。そこで、グーグルのマネジャーからデジタル化宣言という話を聞いてきました。

今、子どもは紙媒体で全てのものを伝達している状況であります。もう既にデジタル化をして、情報を発信して、共有してという、そのような時代になっているということ既に取り組んでいる自治体が数多く出ております。

確かに、時代の背景ですから、SNS、それから、様々な発信能力をフルに活用するには、これからの子どもの仕事であります。

しかしながら、もう一つ大事なのは、やはり情報を伝えても、伝えた相手から返ってくると、またそれをもう一度キャッチボールする体制には一番肝要なのはやっぱり人なんです。

ですから、人と人、それから、先ほど私がポストカードでおはがきを書いていたかきとお願いしたんですけれども、デジタル化すればするほど大事なものはアナログ化で、手書きの礼状とか手書きのものは心を打つわけなんです。

今回、子供たちが福島民報社に応募しました。14件ですか、子供たちグループで福島民報のチャレンジアイデアコンクールに出しました。それはみんな子供たちが手で書いて、色を染めて村の将来像を考えたものを福島民報に応募しまして、それを今度皆様には、教育委員会を通してお配りさせていただく予定でおりますが、やはりデジタル化で、全ての情報を発信しても、大事なものは人の心であって、それはやっぱり心を打つもの、手書きでもらったり筆字であったり、普通の万年筆の字であったりというところも忘れることのないやっぱり情報発信が必要だと実は私は今、北條議員の質問を聞いて感じております。

今回、村勢要覧が大楽村長から私のページに変わりました。1ページいただいてその上に思いを載せてありますが、そのタイトルは、「この人に会いたい地域、この人に会いたい人づくりをしたい」ということをタイトルに掲げさせていただきました。

ですから、やはり幾らデジタル化で様々な状況が進んでいっても、やはりもう一度この村に行ってみたいとか、この方にお会いしてみたいという人づくりもあわせてやらない限りは、多くの方にこのタウンプロモーションという形で情報発信、それから、郷土愛を育む子供のふるさと教育の醸成はできないのかなと思っておりますので、あわせて皆様のご支援をいた

だきたいなと思っております。

以上、私の心構えといいますか、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 新型コロナウイルスなのにいつまでしゃべっているんだなんて言われると困るので、私、しゃべり始めると長いのですが、この辺で3月定例会の一般質問3点についてご質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番の森でございます。

私から、2点ほどご質問させていただきます。

まず、1点目なんですけれども、鮫川村中心地域活性化協議会について。

鮫川村中心地域活性化協議会の現在の進捗状況と、新年度の事業計画及び予算について伺いしたいと思います。

村長、お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員の1つ目の質問、鮫川村中心地活性化協議会についてのご質問にお答えをいたします。

「つながりで支え輝く村づくり」を基本理念とする第4次鮫川村振興計画に基づき、人が集まる美しい村を目指して、基幹産業である農業を村づくりの中心にすえて、活力と地域特性、産業を生かし、多くの人が集まる美しい村づくりを進める。また、鮫川村総合戦略に掲げた、児童公園を核とした賑わいのあるコンパクトビレッジプロジェクトの具体化のために、中心地活性化拠点施設整備計画の策定と、これは仮称であります、むらづくり公社の事業計画策定及び設立に向けた調査のため、鮫川村中心地活性化協議会で協議検討を行ってまいりました。

これまで6回の協議会を行い、今月には、今年度のまとめとして第7回協議会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの関係でやむなく中止をいたしました。次年度も

継続して検討する課題があるために、次期開催時に今年度の成果の検討を進めたいと考えております。

また、新年度につきましては、むらづくり公社設立に向けた検討を進め、具体的に組織の立ち上げを進める計画であり、協議会への補助金は550万円を予定しております。

今年度実施しました中心地活性化に関するアンケートでは、村民の皆様から様々なご意見が寄せられております。それらの集計につきましては、既に村民の皆様には配布させていただいておりますが、アンケートの意見も慎重に参考にしながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上で、2番、森隆之議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 中心地活性化計画は、3年計画だと思うんですけども、1年目は施設等の話し合いをすると。2年度以降は公社、仮称ですか、むらづくり公社という形の公社の話し合いをするとお伺いしておりますが、1年目終わって、大体施設等の計画というのは、大まかな計画、どの施設が必要なのかお決まりでしょうか。お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） どのような施設が必要なのかというのは決まっておりません。

ただし、今まで1年間かけて皆様の、委員さんから出された内容、やはりたたき台がないと話の方向性が進まないものですから、たたき台はお示しをさせていただいておるようですが、委員さんの中からも慎重論もあります。慎重といいますか、もっと慎重に考えるべきであるという意見もありますし、また、委員さんの中からもどンドンと推し進めるべきであるという、そのような考えもございます。ですから、基本的に、道の駅構想ということがありきで協議会を進めておるわけではございません。

さらに、アンケートの中にも様々なご意見が書かれておりますので、それもきちんと加味した上で、将来の財政状況ですね、あと、既存施設との関連、大事なところなんですけれども、既存施設との関連も踏まえて、中心地活性化をどのように推し進めるかというのは、きちんと慎重に考えるべきだなと思っております。

平面図のたたき台は、委員さんの中にはお示しをさせていただいたようではありますが、建設ありきのもではございませんので、これからまた1年かけて、新年度以降に方向性を決めていかななくてはならない2年目ということですので、慎重に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 今、村長も答弁ありましたとおり、道の駅ありきではないという答弁だったんですけれども、私的に、子育て世代から考える中心地の活性化計画というのは、まず人が集まらないといけない。そこに、どのような人が集まるかというのから考えていかないといけないのかなと思うんですけれども、やっぱり一番人が集まるというのは、子供たちが中心地に集まって、そこで親御さん、おじいちゃん、おばあちゃんがどんどん集まってくるというのが基本的じゃないかなと私は考えます。

それで、現在、小学校、中学校、私、前々から言っておりますとおり、人数が減ってきております。行く行くは小中一貫校にしなければいけないということで、この会議の中でもそういう教育関係、小中一貫校にまずはしないといけないのかなという話合いの結果、意見等は出ておりますでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 協議会の中でのご意見として、小中一貫校の話は多分出ていないと思っておりますが、今、議員おただしの、まず、中心地にお年寄りから子供まで多くの方々が集まれるようにするべきであるというのは、これはもう一番の基本であります。この中、先ほど答弁したように、児童公園を核としたプロジェクトということなので、今回、福島民報社に応募した子供たちの14のアイデアコンクールの中の、一番健闘して入賞した作品の中で、村の自然公園を村の中に造っていただきたいという子供たちの具体的なアイデアが出ております。ちょうどこのチャレンジキッズ公園なのか、児童公園なのか、自然を有した公園なのかということも併せて、中心地に、どこになるかはこれからなんですけれども、あまり地形的に負荷をかけないで、自然の館山を核とした、それで、公園を別なところに造ったがために館山と分散されないように、連携が取れるような、コンパクトであっても、大きな、大規模な公園という想定はうちの村の場合にできませんから、そういったものも含めた集まれる場所、そして一番は交通の安全性も加味したものを、今後、考えていかななくてはならないのかなと思っております。

それと、中高一貫教育というのは、私も村長選挙に出るときにも公約として幼・小中学校の一貫教育は出していたものでございます。将来的に、小学校、中学校が、もう先々ですね、建て替えなくてはならない時期があった場合には、用地を選定して一つの建物とする考えもあるでしょうけれども、幼・小中一貫校というのは、建物だけが合体すればいいのでなくて、教育方針をずっと幼稚園から小学校、中学校まで、今、高校までとされておりますけれども、

それを、教育方針をみんなで統一したいものですね。

ですから、建物だけが合体したからではなくて、新年度以降、教育方針をきちんと明確にして、幼・小中一貫校って一体どのようにすればいいのかということと、あと、現場の先生方との意識共有をしなくてはならないんですよ。特に幼児教育は大事ですから、子供センター、また幼稚園、子供センターの先生方の考え方と小学校、それから中学校の先生方、考えをずっと共有していけるような、そのような教育も含めたものの中の、一つの生涯学習の中の一つの手段として、中心地の活性化の中に子供たちが自由に遊べる、また安心して遊べる、そこに高齢者の方々も、お母さん、お父さんが来ても、子供たちが自由に遊んでいけて、さらには村の施設の中でお土産、食事も取っていただけるという、そういうふうな構想を漠然的には持っております。

ただ、新年度、皆様のご意見もありますから、あと財政と考えて、どのような方法がいいのか、その都度議員さんにも経過説明をしながら、いいものを作っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうですね、幼・小中一貫教育はなかなか建物だけではできない問題で、教育方針がしっかりしていないと立ち行かなくなるということは分かります。県内でも先進的にやっている町がありますが、喫緊でいうと大熊町なんかは2022年度に一貫教育で、この前もテレビのニュースでやっていましたけれども、話をしているということなので、そういう先進地区に見習って、今後、長いスパンで考えていって、6年後、7年後、10年後になるか分かりませんが、村で出来ることから、会議などを開催していただきたいなと思います。

あと1点、公園ですね。広報紙とか見ても分かると思うんですけども、人物紹介のところで、最近、若いお母さん方が必ずといっていいほど最後に書かれる村への要望として、子供を遊ばせる公園が欲しい。あの意見というのは、今に出たことじゃなくて、昔から多分頻繁に出ていることだと思います。その公園の意味合いとしては、例えば館山公園みたいな花見山の公園なのか、それとも、子供が遊ぶことができるようなアスレチックとかあって平らな公園なのか、そこをまずは話し合っていて、どういう趣旨の公園なのかというのを聞いていただくと話が早いのかなと思います。

それで、その公園に関して、鮫川村の山村振興計画で、文化施設等とかに、文化施設等で

すね、その計画に挙がっているところで、やっぱり学習センター、文化センターとか屋内型多目的スポーツ施設、あと青少年広場の整備などは挙がっているんですけども、公園という文字が入っていないんですね。今後、そこで、山村振興計画の中で、公園という施設を入れることができるのか、または、入れる意思があるのかというのを伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 山村振興計画の中には、そういった、前村長の思いでもあったと思いますよ。公民館が古くなったので、文化センターか学習館を造りたいという、議会の中でも話しておりました。

私は、基本的には、今の公民館の老朽化も併せて、耐震関係もありますから、今後、あの施設を改修しながら使えるのかということも加味して考えていきたいと。それと、私は基本的には箱物を、箱物と言ったら失礼なんですけれども、そういった、大変お金がかかる、補助金もらえば建てられるんですけども、そういったものをどんどん増やす考えはないんですよ。ですから、今あるものをできるだけ面倒見ながら、直せるものは直して、そして、少ない予算の中で建設すると。有利な補助金があるからということで大きな建物建てた時代はもう終わりですから。他町村はみんな苦勞しているんです、ですから、大きな建物、大きな施設、補助金ありきで建てられるんですけども、その後の運営と、その後のランニングコストというか、修繕費で多額の金額が今、お隣町辺りでもかかっているんですね。

ですから、まず、施設を造るときには、取壊しに楽なように、銭がかからないような施設を造るしかないんですね。ですから、建てるときにお金がかかっても、木造で建てて平家に建てるとか。ですから、子供たちの屋内で遊べるようなところ必要だなと思えば、例えば、手・まめ・館とか改修を鑑みて、木造で造って、できるだけ取壊しにお金がかからないような施設をこれから造っていかないとならない。この前のこども議会でも、木造で造ってくださいという子供がいましたよ。ですから、あれは間違いない、的を射た考え方なんです。確かに、木造は金がかかるんですね。普通のRCの建物よりもお金はかかるんですけども、将来的なことを鑑みてやっぱり施設づくりをしなくてはならないと思っております。

計画の中に公園づくりと入っていないということも、今、ご意見ありましたけれども、これは間違いなく、子供たちが遊べる、皆さんが集えるような、将来的な計画をもう既に地方創生計画の中ののっかっておりますから、それを視野に入れて新年度検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 今後、計画の見直し等していただいて、ぜひとも村民の、特に若いお母さん方の意見には耳を傾けて、しっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、2つ目になります。

県道勿来・浅川線についてです。

県道71号線勿来・浅川線、内ヶ竜地区の一部区間が、台風や大雨によって毎回のように道路への土砂が流出し、年々悪化しており、交通に支障を来しております。道路は県の管轄であるため、村としては直接工事ができないが、土砂の流出防止はできないものか。また、県道の工事も、一部土地の問題があり断念せざるを得ないと伺っております。村の考えをお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員の2つ目の質問、県道勿来・浅川線についてのご質問にお答えをいたします。

台風による豪雨や、ここ数年多発しているゲリラ豪雨等により、村内各所で国・県道等の土砂が流出しており、その都度、土木事務所に土砂の撤去をお願いしているところであります。県としては、通行の支障になる車道について土砂の撤去を行うが、維持工事では、道路敷以外の工事はできないということでもあります。村としては直接工事ができないが土砂の流出防止はできないものかとのことですが、村では、現在、原材料支給事業で生コンクリートを支給する事業を行っております。この事業を活用して、地元の皆さんにコンクリート舗装にしてもらうなど、そのような方法を講じていただけないものかと考えております。

さらに、議員ご指摘の大量の土砂の流出は、流出には流れ出す原因があるんです、多分地形的なものなのか、土砂、土が、大水が流れてくるための森林伐採等がその辺であったのかどうか、そういった要因があると思われしますので、今後、受益者、また関係者と、その状況の原因を追求しながら、協議の上、県道への流出防止のために、協議を進めてまいりたいと思います。

次に、県道の改良についてでございますが、県道71号勿来・浅川線は、いわき市錦町大島を起点として、浅川町東大畑までの総延長47.139キロメートル、うち村内の延長は14.95キロメートルであります。広畑地内から遠ヶ竜地内までの未改良区間、村道内ヶ竜・滝ノ下線

との交差点から檜久保地内までの460メートル、檜久保地内から遠ヶ竜地内までの900メートルの1,360メートルとなっております。

議員おただしの村道内ヶ竜・滝ノ下線との交差点から檜久保地内の改良済みの箇所までの460メートルの区間ではありますが、平成25年度から道路改良工事が行われておりましたが、今年度、県の方針として、用地取得困難区間約150メートルを除いて、買収済み区間内で暫定的に工事を完了することになり、檜久保地内から遠ヶ竜地内までの改良事業実施に向けて調査を行うこととなりました。村としては、今後も引き続き、内ヶ竜地内の未改良区間の事業継続と、檜久保地内から遠ヶ竜地内までの早期実現化に向けて、要望活動を行ってまいりたいと思っております。

以上で、2番、森隆之議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） そうですね、村としてもなかなか決まりがあって手出しができないということで、土砂の流出に関しては、地権者ないし資材の供給という形で話し合いをして、この豪雨によって、多分、沢が深いので、沢のほうからの水が想定以上に多く流出してしまうと、その排水を何とかすれば土砂が収まるんじゃないかということまでは本人たちも分かっているそうなので、そこで、あと村のお手伝いを得て、どういった対策をしたらいいのかというのを、話し合いをぜひともお願いしたいと思います。

また、県道に関してなんですけれども、一部、土地の取得ができないということで、土地の名義人からたどって行って、今現在、相続者がどこにいるか分からないということらしいんですけれども、こういった場合、村としては、例えばその相続者に関する情報とかというのは、提供ということはできるものなんでしょうか、県への情報提供、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 地権者の状況につきましては、担当課のほうから過去の経過もあるかと思しますので、お答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 地域整備課長です。

用地交渉の件ですが、現在、用地取得困難となっている箇所は、相続人が4名の方おられます、うち1名が行方不明というふうに聞いております。

内容につきましては、県のほうとの意見交換会というの、1年に1回やっております、

毎年行っているんですけれども、その時点で、建設事務所所長さんはじめ幹部の方、それと、村のほうは村長さんはじめ担当課のほうと打合せを行っていきまして、その時点のお話でございます。それ以上細かいことは、県のほうは用地担当課のほうの部署の方が用地交渉を行ってまいりますので、詳しいことは存じておりません。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） なかなか、この用地交渉については、いろいろな問題がありまして、先ほど、北條議員が質問した空き家対策等にも関わってくると思うんですけれども、今現在、不明な土地、登記されていない土地などということが多いいいことで、去年の6月ぐらいから所有者不明土地の特別措置法としまして全面施行されたと聞いておりますが、今後、国としても不動産登記を義務化しなきゃいけないという方向で動くかと思うんですけれども、村としても、できれば分からない土地がないように、声かけないしあとはもう一回、台帳の整備を見直していただいて、今後、何といたっても、村が発展することは、やっぱり道路がよくて人々の往来ができるというのが基本だと思うんですよね。やっぱり、交通の便が悪くて道路が狭いと、なかなか来たい人も来られない。または、あと若い方が、運転の不慣れな方が鮫川に来て、冬場道路が狭くて、なかなか運転しづらいんで平場のほうに行ってしまう。そういうこともあるので、できれば村を挙げて、そういったときの用地買収ないし工事になった段階で県と協力して、情報をできる限り提供していただいて、もしくは、あと、こちらで情報提供するんで県のほうからも進捗状況ないし情報も密にくださいという形で、連携してやっていかないといけないのかなと思います。

今後、この行方をちょっと見守って、どうなるか考えていきたいと思っておりますので、ぜひとも村のほうのご協力もよろしくお願ひします。

以上で、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで、13時まで休憩に入ります。

(午前11時55分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和2年第1回議会定例会において、2点質問させていただきます。

まず、1点目、定住化策について。

若者の流出、過疎化に伴い年々人口が減少し、街中の空洞化が進む現況に歯止めが利かない現状、一日も早い移住・定住策を図るべきと考えますが、現状、どのような施策を講じているのか。また、一層人口減少が予想される中で、村長の考える今後の定住策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の1つ目のご質問、定住化策についてのご質問にお答えを申し上げます。

鮫川村の人口は、平成10年度は4,914人でありました。1年ごとに平均で約73人の人口が減少してまいりました。さらに、平成30年度は3,499人、平成31年度は3,339人となりました。1年で110人も減少しています。これらを見ても人口減少は加速化を増し、本村の人口はここ数年で3,000人を割ってしまうのではないかと危惧、懸念されております。

人口減少の一つの要因は、若者の村外への流出であります。利便性の高い近隣町村に住宅を構える若者が後を絶たないことから、その対応策として、現在、村では、村営住宅、定住促進住宅の建設、西野宅地分譲地の住宅建設補助金制度や、土地代を20年で返還するという奨励金制度を制定しているところであります。

さらに、今後は、公営住宅入居者への子育て支援家賃補てん制度や、子育て住宅建設補助金制度、さらにはリフォーム補助金制度の制定も協議しながら、若者の村外流出へ歯止めをかけるための定住策を早急に講じる必要があります。

次に、定住促進策であります。村の中心地のみならず、村全域において空き家が増え続けているのが現状であります。今後も増え続けると予想されます。以前に、地域おこし協力隊による空き家実態調査を実施したところでありますが、それらのデータを基に、さらに調査を推進し、定住促進につながる空き家情報の公開、空き家バンクを創生するなど方策を講じて、定住促進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

2月4日に、東京駅の近くにある、有楽町のふるさと回帰センターに出向いて、移住・定

住者の受入れの研修をしてまいりました。全国の事例を紹介していただきましたが、昔は現役を引退した方が定住するという方が多かったんでありますが、現在の定住者は、若者や働き盛りの方の移住者が非常に急増しているということでもあります。今後は、それらの移住者を増やすために情報開示、それから、受入れ側の熱意を示すということが大変必要であります。さらには、農地つき空き家の紹介や、若者の定住促進を図るべく支援策も勘案した施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、10番、宗田雅之議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 第4次振興計画の中の人口推移で、平成36年だから令和6年になりますか、令和6年の予想は3,300人想定してあったと思います。それを考えると、実際のところ、4年前倒しになっているような人口の推移です。今、若者の流出がこれ顕著になっているんですけども、村からの住宅提供とかなんかという提案ばかりじゃなくて、若者の意識調査、どうしてこの村を離れるのか、そういう意識調査というのは村のほうでしているのでしょうか。お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在、若者の意識調査はしておりません。

しかしながら、4年前に商工会が村民の、特に住宅、居住者対象にアンケート調査をしております。それで、村から離れる大きな原因は何か。一番率が高かったのは、村営住宅に入っていて、共稼ぎの収入、あと一つは子供手当の収入も合わせて収入が高くなると、そうすると家賃が高くなるという、そういう規制があります。これは、国・県の補助金をもらっているんで、そのような規制があるのはこれ否めません。それはきちんとお支払いをいただく。そのような、月5万、6万、7万と、当時7万円払っている方いらっしゃいます。今ではちょっといないようですけども。そのような方が、7万円払うのであれば、村内外、別なところに家を建てたほうが良いというアンケートが実は統計が出ております。それは議員の皆様にも、過去の皆様には、前回の皆様には商工会のほうから、村長を通してお示しをさせていただいたところでありますので、その調査を見て顕著だったのは分かる通り、やっぱり若い人たちは、6万円以上払っているのであれば、安価な土地つきの一戸住宅を購入すると。近隣町村に約2,000万弱、1,700万、それから1,600万、1,500万台で購入できる安価な住宅建て売りが実は出てきております。

今、中古物件を探している若い夫婦がおります。近隣町村に行くと、400万とか500万円台

で中古物件があるということで、見に行っている若いご夫婦も実はいます。ちょっと待っていただきたいという話をしております。村内に建物を建てて、20年過ぎればその地代が奨励金として返還されるし、村の大工さんを使っていただければ助成金の補てんもありますし、それから村外の建設業者でもこれだけの金額ありますと。子育て支援の支援金もありますということで、今、とどまっていたいております。

村としてみるとそのような実態調査しておりませんが、4年前の商工会が行った人口減少に対する調査アンケート、ご意見の内容を見ても、皆さんがお考えになっている若者の考えは、全くそのアンケート結果に出ているとおりでありますから、今、アンケートを取っても同じ結果が出ると思いますけれども、若い人たちがこの地を離れていくという要因にそのような要件があるということでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 確かに、アンケート調査、私は否定しないし、これも大事だと思っております。ただ、アンケートに出ない出ていないご意見、小さな意見、それも取り入れるべきだと思います。

つい最近、そういう方も、この村を離れた方も私は近くで見っております。そういう方の意見というのも、まだ貴重な参考にすべきであろうと思いますので、その点も意識調査はやるべきだろうと思います。また、定住化を図るには雇用対策、これも非常に、所得を上げる雇用対策、これが最も大事だろうと思いますが、雇用対策について村長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、雇用対策であります。

企業誘致、それから新しい産業の創出ということも考えられるわけではありますが、一つは村内の、まず既存の企業、数多くあります。優良企業も数多くございますし、多く村内の方々を雇用創出していただいている企業がございます。先般、係、また商工会にお願いしたのは、そのような企業が県に登録すると、移住者が村に移り住んでその企業に就職すると、県の奨励金制度が実はあります。そういったものもぜひ登録していただくように、資料を商工会から各企業にお願いするというお願いをしております。ですから、県のほうの補助金、ただ、その奨励金を頂くためには村も財源を出さなくてはならないということがありますが、雇用創出の場として、まず一つは、現在ある優良企業への、地元への就職、そういったものをいち早くキャッチして、現在ある企業さんから、入村して籍をこちら持ってきた方の就職

先ということを推進していきたいなと思っております。

それと、もう一つは、新年度、むらづくり公社を立ち上げるというお話を先ほどさせていただきましたが、その中に、一つとして、むらづくり公社の中の一部分として、環境公社は地方創生の中の13プロジェクトの中に既にうたっておりますが、環境公社を早く新年度準備を進めて立ち上げて、その中に雇用創出を生んで、村内で就職の場があつて、きちんとした福利厚生を充実させて、その会社が、環境公社が村内の環境を守り、その後、農地の荒廃という質問も宗田議員持っておられるようではありますが、そういった里山を守るための、住民が行き届かない部分の、そういった環境を守るための公社設立も視野に入れながら、村内の、特に若者と、あと現役を引退した方、まだまだ働けますから、そういった方々の雇用創出ということも、今後、視野に入れて考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今ある既存の企業、これへの指導、協力も大変必要な、大事なことだろうと思いますが、村長も以前、商工会長をやっていたわけですから、その点について伺いたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在、村内にある連絡協議会にお入りになっている企業、建設業、それから製造業、また森林関係の会社、法人、多々、多くありますが、そういった方々が、一番、私は村長になってすぐに各企業を挨拶に行きました。村内の企業連絡協議会の皆様方に足を運ばせていただきましたが、一番はやっぱり人が足りないと言われるんですよ。村長、何とか人を見つけてもらえませんか。特に、縫製関係とか建設業関係、それから、鮫川器機さんのような、ああいった会社が人手不足なんですよね。ですから、何とか村内の若い人、こういった方の就職できるように、村として支援策をお願いできないかということをお願いしました。ハローワークにずっと出している、なかなか今、人手不足で集まらないような状況なんです。

私は、第4の教育、ふるさと教育とキャリア教育を新年度以降発進させるという答弁をいたしました。やはり、先ほどの答弁の中にも入れてありますが、子供のうちから村の産業って一体どうなっているのか。村の経済って一体どのように回っているのかということ、子供のうちからきちんとした教育の課程の中に、例えば村内の企業であれば、このような部署をこのように担っている。世の中では大変重要な仕事なんだということ、各部署部署、

子供たちにもこれから体験をしていただいて、そして、うちの村にとって何が必要なのかということと、それは今すぐに就職していただきたいということではなくて、長い時間をかけて、子供たちの青少年教育の中で、キャリア教育も含めて、そして、僕はこの村にとどまってこの村の仕事をしたいと。そういう子供を、高学歴で中央に行ってもいいんですよ。また戻ってきて、そういう人たちを増やしたいなと思っているんです。

今回、ある青年が、高校を終わった青年が、僕は畜産業やりたいという子がいるんですよ。親御さんから言わせると、本当にそのような学校に上がっていただきたい優秀な子なんですけれども、畜産業やりたいという青年が実はいるんですね。そういった子供を、何とかこう、村としても守り育てて、そして、その支援策もきちんとして、次の担い手を育てたいなと思っております。

なかなか今、人が集まらないという世の中ですが、諦めないで、雇用創出できるような施策を皆さんとともに考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 現状を踏まえたときに、縫製会社なんかは外国から人を登用しているところが結構多くありますよね。そういうのを、一つの施策に入れるべきかなと私は思っております。

あと、企業への指導、協力の面で、ちょっと私気になった面が、本当、こんなちっこいことなんですけれども、今年度、東京鮫川会に私が行きました。朝のお弁当は、あれは手・まめ・館で作ったのか、村の商店が作ったのか、それともほかから入れたのか。これは、指導、協力、そして村の中でお金を循環させるためには、これはちっこいことなんですけれども、これは重要なことだと思いますので、その点、お答えをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、お金は村内に落とすというのは、経済を循環させるために必要なことでございます。東京鮫川会の朝のおにぎりか朝食はどちらで調達したのか、あと担当課からお話をさせます。やはり、村内の業者さんにお金が落ちる仕掛け、これは皆さんも同じであると思いますが、できるだけ村内の商店、それから飲食関係も同じなんですけれども、買物ができる範囲は年々増えておりますから、そのようにお金を落とす、そしてまた、経済を回すということに、村民一つとなって、買い支え運動ですね、これは、それを推進してまいりたいと思います。

鮫川会の朝食につきましては、担当課のほうから答弁させます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

現在、東京鮫川会の朝食には、バス会社のほうで手配した朝食を準備させていただいております。以前ですと、村内の食堂からおふかし等を作っていただいていたところですが、今、東京鮫川会に行くためのバスについても、県の補助事業を使いましてやっております。また、食費の支出がなかなか村の会計から難しいものですから、バスを調達する時点で、朝食を準備していただくということを条件に見積りを取って、その分発注をしております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） いつも東京鮫川会に行くときにこういうお話がちまちな聞こえるんですけども、何で手・まめ・館があって手・まめ・館で作らせないんだというご意見が、関根村長になってからということではなく、以前の村長のときからそういうお話があります。そういう既存の、既存というか、村の施設の利用をどのように図っていくのかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご指摘のとおりであります。

まず、村内の企業、また村が直営で運営している手・まめ・館の活用、それからまた、商工会に加入している飲食店、また加入していない商売の方もいらっしゃいますけれども、そういう方、そういう皆様で、循環で、きちんと買い支えができるように、今後、また気をつけて指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村には公設公営、例えば、すまいる、手・まめ・館、さざり荘、ほっとはうす、これ公設公営。今度、公設民営の、あれはつるや旅館の跡地、これをやるわけなんですけれども、その経過によっては、雇用の拡大に大きくつながるものだと思いますが、そちらのほうの方向性、村長の考える指導、方向性をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 公設公営、公設民営、どちらにおいても、村民の方々の大事な雇用の場であります。特に、公設公営の手・まめ・館、直営でありますけれども、多くの村民の方

が雇用されておりますが、ただ、皆さんご承知のとおり公の施設でありますけれども、職員には新年度以降、今、大変経営改善に取り組んでおります。年々売上げが低迷しつつありますけれども、様々な要因があります。その中で、まず一つは人材育成なんです。人なんです。やはり、自分で自分の給与は稼ぐというくらい、それは当たり前のことなんですけれども、その意識を改革しないと、公設公営であろうと民営であろうと変わりありません。ですから、手・まめ・館と関わらず、すまいる、公のお金が投じられている両施設、あと指定管理をしている各団体、NPOも同じなんですけれども、自助努力、そしてまた、経営の内容を全社員が、全職員が把握して、売上げアップ、サービスの向上、そして、さらに継続できるためには何かと。一番の目的は住民のためのサービスなんです。ですから、そこを念頭において、したたかに、売上げを伸ばして、そして、自分のお給料をきちんと頂ける意識改革をしていかなかったら継続性はないと。普通の会社であれば倒産ですから。そこを強く、今、指示したところであります。

さらに、つるや旅館さんは公設民営ということで、今、皆様にお示ししたとおり、民間の方が経営をされようとしておりますけれども、こちらにおいても、村が施設を整備して、その中で今度経営していただくということでありますけれども、これはやっぱり、その経営する方においても、建物を、設備全て、それは村のものでありますから、その中でやはり利益を上げていただいて、そしてきちんと課税をしていただいて、長く村内外の方々に愛される施設でなくてはならないということを強く申合せをして、それで契約を今後していきたいと思っております。

今、どこの企業も、どこの会社も楽な会社は全くないんです。将来、本当に暗いと、担い手がないという企業も実はありますから。そういった中で生き抜くためには何かということ、村を挙げて、皆さんと一緒に共有しながら、売上げアップにつながるように、村としても最大限の支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村長が、就任後、人づくりは村づくりということで提案、そしてそれを主にやっているんだと思っております。まさに、企業、これも住民サービスの一番の大事な行政も、これもやっぱり人づくりなんです。だから、それを今後、力を入れてやっていただきたいと思っております。

子供たちの財政支援もまた一つ大事だろうと思っておりますが、子供たちの給食費無料化

について、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 子供たちの給食費の無料化につきましては、前大楽村長のときに、半分村から補てんをするということで議員皆様のご同意を得たようではありますが、私は、今のところ、全額無料にする気はございません。

今、半分村が給食費の補てんをしております。多分、600万ほどの支出を今、しているかと思いますが、これは財政だけの問題ではなくて、やはり給食というのは、本来であれば保護者の方が給食を用意するものが基本なんですけれども、様々な事情勘案をして、そして、今、学校給食制度を村でも設けておりますが、お隣町、古殿町では全く無料にしておりますし、今度、埴町でも無料の方向で議会に上程しているようではありますが、私はやっぱり給食費をゼロにしたからといって、決して給食の内容の質が高まるということもないし、残菜といいですか、残す量、それが変わると考えておりません。逆に、今、給食費を全部もらって高い学校が実はあります。そこは残菜がないという報告もいただいています。それはなぜかという、子供たち、保護者も、お金をきちんと払っているだけに、やはり貴重な給食だという意識が高まっているようでありますから。

ですから、決して私は給食費を全部もらって高くする気はありません。今のまま、今、半分補てんで、半分こ作戦と私よく言うんですけれども、保護者の方は半分出していただいて、村でも半分出しますよと。このようなことで、前に、大楽村長のときに、2年前ですか、ご決議をいただいたものですから、給食費につきましては今のまま、半分補てんということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） いろいろな考え、これはあります。関根村長のもちろん考えもありますし、その他もろもろ、私は結局、給食費無料化というのは、所得の低い方、母子家庭だとか父子家庭だとか、そういう方が財政的に大変な思いしている方も相当いると思います。

確かに、自分の食するものは、子供が食するものは親が出すのは、これは当然のことだろうと思います。ただ、今、国でやっている教育費の無償化、これだって実際のところ、教育は、子供に与える教育なんていうのは親が出しても当たり前なことなんですけれども、なぜそういうことを、給食費の無料化をやるのか。やっぱり財政的な支援のために、国は今年、2020年にまた高等学校就学支援制度というのを恐らく出してくる予定になっていると思いま

すが、そういうもろもろのことを鑑みたときに、村として、近隣町村がそういう流れになってきたときに、現状でいいのか悪いのか、それを通すのか、村長に再度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 給食費の無料化につきましては、生活に困窮しているご家庭があります。そのご家庭に対しては、その対応策で対応させていただいております。

ですから、先ほど答弁にも話しましたとおり、現時点では、財政上の問題だけではなくて、給食の意味合い、それも含めて、今後、無料化にする考え、今のところございません。

ただし、皆様と私の選挙公約の中には、子育て支援の方々とか若いお母さん方とか、それから青年の皆様方との対話をこれからしたいと思っております。その中でそのような問題が出てきて、若い方々から給食無料化を望むというご意見があるのであれば、また皆さんと相談して、それは今後決定していきたいと思いますが、今のところ、半分補てんという考えには変わりございません。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 確かに、財政的補てんは大変なものがあると思っております。ただ、将来を担う子供、若者の支援でもありますので、今後、検討していただければと思います。

それでは、2点目に入ります。

耕作放棄地の対応についてお伺いします。

1次産業の衰退に伴う田畑、山林の荒廃は、農地の持つ洪水防止機能、水源涵養機能など、多面的機能の喪失につながり、水不足や年々発生している自然災害の防御のためにも大変危惧されるが、年々増え続ける耕作放棄地にどのように対処していくのかお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の2つ目のご質問であります。

耕作放棄地の対応についてのご質問に対してお答えを申し上げます。

村では、耕作放棄地の防止策として、中山間地域等直接支払制度への取り組みを推進しております。今年度で第4期対策が終了いたしますが、対策が始まってからの20年間は、農地やその周辺を含めた鮫川村の里山環境維持に大きく貢献してきたものと考えております。

さらに、次年度からの第5期対策に向けては、今年度と同規模の取り組みを目指して推進しているところであります。第5期対策につきましては、未確定な部分もありますが、対策

の中間としてある令和4年度を目安に、集落戦略を策定することを条件に、交付単価が10割になるもので、本村で取り組む全地区がこの恩恵を受けられるように支援をしていく予定であります。

また、山林の荒廃も深刻な状況にあるために、森林環境譲与税を活用して、山林所有者との森林経営計画の樹立や、それらに基づく森林整備も視野に入れて計画を進めてまいり所存でございます。

以上で、10番、宗田雅之議員の2つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 耕作放棄地の増大は、今現在、ものすごく全地域に広がっているような状況であろうかと思えます。

以前、関根英也議員さんのほうから提案ありました畜産の振興策、これによって耕作放棄地も防げるのではないかというご意見もありました。その畜産の振興策、村長、どのように考えているかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 畜産の振興策ということですが、畜産、それから、村でいえば葉たばこ、コンニャクですね。養蚕。特に葉たばこ、コンニャク農家、畜産農家が今から約四、五十年前、非常に盛んでありました。山がきれいになって、落ち葉をさらって畜舎に入れ込んで、それを堆肥にして畑に還元するというような循環型でいましたので、私たちが子供の頃は非常に山がきれいでありました。本当に透き通っているような山でありましたが、現在は、そういった葉たばこかコンニャク、併せて農家が全くなくなってしまって、里山が荒れている状況にあります。

畜産振興策をどのようにお考えかということですので、私は、本村の畜産は、村の農業、第1次産業を支える大きな産業の一つであると思えます。この後、また、議員さんのほうから農業の振興策についての質問をいただいておりますが、まず、畜産の振興策はこれから担い手育成、それと、国・県の補助金をうまく使う、クラスター計画というんですかね、そういったものをきちんと組み立てて有利な補助金を頂きながら、今、特にうちの村は、酪農で企業化されている農業法人の経営者も立派にされておりますし、またそこに到達しない酪農の農家もあります。

あと、もう一つは、畜産の中での繁殖ですね。繁殖牛の売上げが非常に管内でもトップクラスであります。全県でも非常に、鮫川の子牛の繁殖牛は非常に高い評価をいただいて高価

で取引をされておりますから、そういった繁殖牛も含めて畜産産業の担い手育成、それと設備投資、今後また、集落営農も含めましてそういった支援策を村でも、今、子牛の価格が非常に安定しておりますが、ずっとこのままいくとは考えておりませんから、いつか何かの現象によって子牛の価格が低迷することも考えられますので、そうなってはやっぱり遅いんですね。ですから、今、安定しているときにきちんとした支援策を講じて、担い手育成、これも併せて推進していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 畜産の振興、これ牛ばかりじゃなくて、この前テレビでちょっとやっていたんですけども、綿羊、これ県内だと思えます。これで振興を図っているところもありますよね。そういうのももろもろ入れて、畜産振興を図っていただければと思います。

今度の19号災害の対応によっては、耕作放棄地がますます増えるのではないかと思っておりますが、現状、対応の状況はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、台風19号の、特に農地災害につきましては、先週、トータル32件の中の31件、工事発注をしたところでありますが、そのほか、小規模災害につきましては、皆様のご提案もありましたとおり、村の公費を8割、それから受益者が2割という要綱、特別の要綱をつくって、今、支援しているとおりでございます。何とか作付に間に合うように、業者さんのほうにも、また地権者の方々にも、工事がスムーズに進んで、大変な金額の、この前、全て32件発注したんでありますが、3億3,000万ぐらいの金額の発注をしたわけでございます。その状況につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 地域整備課長です。

ただいま村長が説明したとおり、3月6日に農地災の入札を行いました。件数は31件ですが、査定を受けた箇所数にしますと60か所。60か所分を31件にまとめて発注をしたところでございます。現在、3月末までの工期で発注はいたしました、今月発注なので、工期的に厳しいということで、繰越しを予定しております。工事につきましては、できるだけ作付前に終わるようにはしたいと思っておりますが、何分、全県的に工事が発注をされておまして、資材等の手配がつかない部材もあるようには伺っておりますが、できるだけ早めに工事ができるようには指導してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私も商売をやっているから、いろいろなところへ行って農地の地権者からお話をお伺いします。まず、役場職員が現場に行って、現地を確認して、地権者にどのような説明、対応策をお話ししているのか。例えば、40万以上の工事になった場合、地権者にどのようなご説明をしているのかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現場の対応につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 農地災の現場の件でございます。

基本的には、災害発生後、区長さんを通すなり、地元から役場のほうに連絡があります。それで、国の災害該当になる工事費というのが最低40万というのがありまして、現場を確認に参ります。金額的に40万にならない場所、あと農地災につきましては限度額というのがありまして、その耕作物、耕作地でどれだけの被害を受けたかによっても補助が変わってまいります。その被害額対象分しか補助が出ない場合があるので、その辺も含めまして、農家の方には説明してきていると思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これ、私、本当かうそか、まだ確認は取れていないんですけれども、事業者が72万、その方が二十何万だか三十何万、負担しなきゃなんねやって話、ちょっと私小耳に挟みました。それはまだ確認していません。そのときに、こういう国庫補助事業の説明は受けていないんだと、そういう説明は実際のところしていたんでしょうか。お聞きしますけれども、事業費が60万の場合、激甚災害指定農地災害復旧事業負担額の試算ということで計算してもらえば分かるんですけれども、国庫補助対象事業の場合、60万の場合、地方債、国庫補助金を使った場合、実質的に村の負担、個人の負担、これ、どんな額になりますか。課長。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 現地での説明についてでございますが、災害発生時は、まだその時点では激甚法に認定されたかどうかは決まっておられません。現地調査時点では、前提としましては、通常の査定、農地災の金額で説明してきているはずでございます。激甚の手続につきましては、最終的には、年明けてから最終的に補助率は決まってくるんで、暫定的

というか、もうこのぐらいになるだろうという予定では説明できないので、通常の負担割で説明してきているはずでございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私、そういう事業というのは、結局、それだけ高額な負担金を生じるわけですから、村として、こういう事業があります。例えば、40万以上超えているわけですから、こういう国庫補助対象事業がありますよと。だから、こういう事業、村が事業主体でこういう取り組みもできますよと。そういうちょこっとした説明もあつてしかるべきかなと私はと思いますが、一般的な災害補助では、恐らく手を引っ込める耕作者もいたんではないかな。そういうところを危惧するんですけども、どうですか。

○議長（星 一彌君） 宗田議員に申し上げます。

今、質問されている問題は、通告外の質問かと思しますので、質問を変えて再度質問願います。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） いや、これ通告外というか、耕作放棄地が増えちゃうわけだから、こういう事業の対応によっては、耕作放棄地が増えちゃうんですよ。きちんと対応しないから。しないからじゃ失礼ですけども、しないと、耕作放棄地が増えちゃうんです。だから、こういう質問を私聞いているんですよ。

どうですか、議長。

○議長（星 一彌君） 耕作放棄地対応という問題で、今の質問は通告外だと議長は判断しますんで、質問を変えてお願いをします。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） とにかく、今、耕作放棄地が増えている現状で、耕作放棄地が増えれば、これは獣でも何でも増えてくると。そういう対応策を、一日も早い対策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長（星 一彌君） 5番、堀川照夫君。

〔5番 堀川照夫君 登壇〕

○5番（堀川照夫君） 今般の3月定例議会において、2点の質問をさせていただきます。

1点目、閉校した旧青生野小学校の施設の今後の運営について。

旧青生野小学校は少子化により児童数が減少し、やむなく118年の歴史に幕を下ろすことになりました。その後、平成30年4月から村が管理していますが、今後の運営について村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 5番、堀川照夫議員の1つ目のご質問、閉校した旧青生野小学校の今後の運営についての質問にお答えをいたします。

青生野小学校は、明治33年に鮫川第四小学校青生野分教室として誕生いたしました。昭和30年に青生野小学校として創立をいたしました。創立以来、長きにわたって青生野区民に支え親しまれてきましたが、区民の皆様の数々の思い出を残して、平成30年3月末日に閉校の運びとなりました。閉校から2年が経過しましたが、現在は校庭の整備も終了し、隣接する教員住宅の解体工事も進めているところであります。

ご質問の旧校舎等の今後の利活用であります。地域コミュニティーの拠点として、その利活用法を引き続き青生野区民の皆様にもご協議いただきたいと思いますと考えております。また、国道289号線が全面開通となりますと、鹿角平観光牧場への集客力が高くなると予想され、今後、交流関連施設としての有効活用も考えられます。

今後の活用につきましては、青生野行政区長様はじめ区民の皆様、そして青少年の皆様のご意見もお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

以上で、5番、堀川照夫議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） 閉校になって、青生野区民も総会など開いて、村長さんも交えながら、村の職員を交えながら話し合いしましたが、やっぱり集会所に借りるには学校の間仕切りがうんと邪魔になって、たった一つずつしか使われません。そして、改造するにはやっぱり大変な、高額な金がかかるということで、今のところは集会所にはちょっと無理かなという考えでいます。そしてまた、その点を区の総会にでも話をするかなと思っています。それだけで、村長さんの考えは、今のところ何のあれもできないということですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 体育館も含めまして、青生野区民の方の区民の集会所とするには、今の堀川議員の、校舎の構造的なものでなかなか難しいのではないかと考えております。

実は、過日、青生野小学校そのままちょっとお借りしたいという民間の方のご意見がありました。しかし、青生野小を見に来たいということなのですが、用途につきましては詳しくお話をまだ聞いておりませんので、今後、どのような用途でお借りしたいのか、あと、どのような方なのかということも含めて、これはちょっと慎重にいかないといけないと思います。

私は、学校も民間への貸付けは可能だと思っております。ですから、有効に丁寧にお使いいただければ、それなりの賃貸料を頂くにしても、民間の方々がその学校お使いになって、そして何かの事業を組まれていただいて、利益を上げていただく分にはやぶさかではないと考えておりますが、その話はまだちょっと今後、打合せが必要であります。青生野小学校のあの校庭、それから体育館もありますので、含めて、利活用につきましてはまだ名案が出ておりません。青少年の意見もという答弁をいたしました。こども議会の中でも、青生野に図書館が欲しい、それから、皆さんが青生野の子供たちが遊べる場所が欲しいという、こども議会でも前に出ておりますから、そういった利活用につきましては、今後、また協議を重ねていって、青生野区民の皆さんが全員納得できるような使い道を今後、模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） 村長さんの考えもいろいろと聞いて、区の総会にもまた皆さんと一緒に諮っていきたく思いますので、どうかよろしくお願いします。

それで、2点目の質問をさせていただきます。

住宅進入路の門口の砂利敷きについて。

村では、個人の私有地に対し砂利敷きはできないと言われていますが、生活道路として欠かせない進入路であることから、村の規則（要綱）等を制定し、砂利を敷いていただけるよう検討できないでしょうか。村長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 5番、堀川照夫議員の2つ目のご質問、住宅進入路の砂利敷きについての質問にお答えを申し上げます。

昨年10月に発生しました記録的な豪雨において、本村も公道の決壊、橋の崩落、のり面の土砂崩れなど、甚大な被害が発生いたしました。また、背後地や生活道の崩落、砂利の流出

と家屋敷地への進入路の崩落に対しまして、村では、住宅背後地等災害対策支援事業の要綱を制定して財政支援を講じたところであります。自治体が交付する補助金は、私人、個人的に対しては交付していけないという法で定められております。しかし、客観的に公益上必要があると、さらに、住民の生活圏を脅かされて保持するための緊急性があるかということ considering、この背後地の要綱を施行して事業を施行したところであります。

おただしの生活道の砂利敷きへのご提言であります。今回の台風19号災害時においても、高齢者世帯や村境地域において、進入路の路肩崩壊や寸断が数多く見受けられます。現在、村では原材料支給事業において、農道や公道へのコンクリート舗装事業で支給をして、この事業で成果を上げていますが、今後は、生活道への砂利等支給事業を検討して、原材料支給事業の見直しを視野に入れながら、各行政区長とも相談の上、協議を重ねてこのような事業を創設したいと考えております。

以上で、5番、堀川照夫議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） では、やっぱり砂利敷きについては、区長さんを通じて、今後、これからやっていただけるということによろしいんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在ある原材料支給事業、これではコンクリートの30立方まで、大字、上限と決まっておりますけれども、そういった要綱に併せてコンクリート支給事業等、ヒューム管とかそういうU字溝が村に保有があれば、現在、支給しておりますが、それに加えて、砂利支給も併せてその要綱にのせながら、あと、そのような申請におきましては、当然各地区から要望が区長様を通して上がってきて、その中で砂利支給、これは私道であるとか、公道であるかと、どっちであるにしても、住民の方が本当に、特に高齢化になっていて困窮している状況と判断すれば、支給の中に入れて、利便性を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 5番、堀川君。

○5番（堀川照夫君） そういう考えであれば、私のほうでも、ぜひ住民の人によく言っておいて、ぜひ聞いてもらえるような考えになっていただけるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1 番、関根浩治君。

〔1 番 関根浩治君 登壇〕

○1 番（関根浩治君） 1 番議員、関根浩治。

ただいまより一般質問を始めたいと思います。

今回の定例会に当たって、2 つほど私のほうから質問をしたいと思います。

まず初めに、1 つ目の質問として、「人・農地プラン」作成についてということで、議題として質問したいと思います。

国は、今月中に策定する新たな「食料・農業・農村基本計画」は、産業政策あるいは地域政策を車の両輪として進めるとして、食料自給率向上を目指し、生産基盤強化や規模の大小や中山間地域等の条件に関わらず、農業経営の底上げにつながる対策重視や、農山村の活性化に向けて総合的に推進し、地域農業発展の各種施策実施を図るとしてはいますが、村内の農地耕作状況については、総水田面積、約600ヘクタールのうち、約330ヘクタールほどの作付で、畑については、葉たばこ、コンニャク、養蚕等の衰退で、大部分が不耕作地等の現況にあります。

村では、さきに「人・農地プラン」アンケートを実施しましたが、その結果として、今後の利活用と事業計画についてお伺いしたいと思います。

また、今回のアンケートについては、中山間等直接支払地域の範囲内でアンケートを取ったのかどうか、大字ごとの回収率、あるいは組織単位の回収率等、その辺まで分かれば併せてご答弁いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1 番、関根浩治議員の1 つ目のご質問、人・農地プラン作成についての質問にお答えをいたします。

人・農地プランとは、地域での話し合いに基づき、地域の農業の中心的な役割を持つ農業者や地域の農業、農地の将来の在り方を明確にするための計画であり、この人・農地プランを作成するための基礎資料として、中山間集落協定を通してアンケートを行いました。

その結果については、次のとおりであります。

本村では、耕作者の4人に1人が70歳を超え、60歳以下は20%も満たしておりません。

水田については、全て耕作、一部耕作をしているという回答が約半数をしめ、田んぼを貸している方は4分の1程度となります。

後継者について、3割の方は後継者はいるが、残りの7割が後継者がいない、または未定であるとの回答であります。

今後の営農継続について、継続すると回答した方は4割程度であったために、10年後の農業、農地の維持については危機的な状況であり、耕作放棄地の増大が懸念されるところでもあります。

この危機的状況を改善するためには、集落ぐるみの話し合いを基に、中心的な役割を持つ農業者を確保しなければなりません。意欲を持って取り組む中心的な農家が規模拡大や法人化するに当たって、国・県などの支援を受ける場合には、人・農地プランの策定が必要となってきます。

そこで村では、次年度から第5期中山間地域等直接支払制度の集落協定、集落戦略策定に合わせて、将来の農地の管理方法、中心的な農業経営者の確保を具体的にして、それらの協定を基に、行政区単位程度の人・農地プランを策定する考えであります。

以上で、1番、関根浩治議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 関連でもし分かれば、担当課のほうから地域ごとの回収率とかそういったものについて、現状、資料を持っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

今回、中山間地域集落協定ごとにとっておりますので、その中には農家が重複している方が数名おられます。地区ごとの回収率については、今手持ちにありませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） ありがとうございます。

それでは、よろしくお伺いしたいと思います。

それで、このアンケート結果において、特徴的なことが、もしアンケートの中から読み取れるような内容があったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その内容につきましては、担当課長よりご説明をさせます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

詳しい分析まで、まだしておりませんので、現在、その集落ごとにどのような状況だったかというのは、後ほど資料としてお知らせしたいと思いますが、現在のところ、その中心的担い手の農家をどのようにしていくかとか、そのような話し合いを進める上で、令和2年度の集落協定代表者等には、その結果を詳しくお知らせしたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） それで、関連でございますが、現状の村内の耕地面積関係について、私の手持ちの資料で、ちょっとお話ししたいと思いますが、2015年のセンサスの中から拾ったものでございますけれども、水田農業経営をされている農家が478戸、面積で779ヘクタール、水田面積でございます。そのうち、水田の作付された面積が465戸で、478ヘクタール、食用米が375戸で、267ヘクタール、飼料米関係が116戸で103ヘクタール、水稻以外が167戸で63ヘクタール、何も作付しなかったというのが105戸で37ヘクタールでございます。

また、畑については農家数で384戸、面積で298ヘクタール、普通作物で329戸で60町歩、飼料作物で55戸で38ヘクタール、牧草地で66戸の183ヘクタール、何も作らなかったというのが66戸で16ヘクタール、樹園地が17戸で3ヘクタール。

耕作放棄地というのがありまして、総農家数で209戸、面積で90ヘクタール、水田が146戸で面積51ヘクタール、畑が128戸で38ヘクタール、樹園地が3戸で70アールというようなセンサスの中の数字でございますが、これらの数字でもし分かれば、現状、固定資産税も課税していると思いますが、水田とそれから畑の面積、どのくらい課税面積あるのか、手持ちで分かればお知らせいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） そちらの統計、また数値につきましては担当課長から答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（鏑木重正君） 総務課長です。

ただいま関根議員ご質問の課税面積ですが、今手持ちにありませんので、後ほど資料として提出したいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういったことで、かなり課税面積と耕作面積との差が、現状、これは5年前の調査結果でございますし、ある程度、センサスというのは一つの物差しで、推定統計というのも入っておりますので、その辺不正確な部分も、多少、本村においてはあるのかなと思います。

そのほか、あと今回2020年に新たに農業センサスが行われますので、現在、統計調査員の方が活躍されて集計作業中だと思いますが、そういったことでいろいろなデータが出てきますので、やはりこの地域を先輩の皆さんが、堂々と築き上げてきた地域農業、農地をこれから、それらを取り巻く伝統文化や自然景観等を子供や孫の世代にしっかりと引き継いでいきたいと思います。そこで、地域の話し合いを再活性化して、やはり将来にわたって地域の農業を誰が担っていくのか、みんなで決めていく必要があると思います。

担い手の確保や多様な人材確保のために、全集落対象に人・農地プランの策定をぜひ実施していただきたいと思います。

多面的活動の維持や集落営農の誘導を図るためには、やはり絶対必要で急務だと思われますので、これらについては、早急に取り組んでいただいて集落営農なりモデル的な集落、そういったものにおいて、鮫川の農業のやはり衰退を防げる一つの起爆剤というような形でお骨折りいただきたいと思いますので、併せて村長と担当課の奮闘をお願いしたいと思います。

その辺の所見について、お話しいただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、先ほども再質問の答弁で話しましたとおり、葉たばこ、それからコンニャク、養蚕、水田も合わせて、本当に畑作、水田まで農業で食べていけた時代では今なくなってしまいました。

本当に、耕作放棄地がどんどんと増えて、村の環境保全いったいどうなるのかと心配される方、議員はじめ多くおられます。今後また、国・県の有利な支援制度も活用しながら、特にあと集落営農に取り組む地区がございますから、こういった地区もモデル地区として集落営農への支援策、さらに農家の方々はやはりみんなで仕事をすることによって、非常に絆が深まるんですね。そしてまた、お互いにコミュニケーションを図って結いの貸し借りをしながら、そしてお話をしながら、また頑張っぺというような昔ながらの集落営農、また結いの精神を育むようなそういった農業の維持、そしてまた農作物の売上げがきちんと各人の農家の方のお財布に入るように、産業が高くなるというのは村の命でありますから、そういった支援も併せて今後取組んでいきたいと思っております。

議員各位の皆様方の専門的なご見識、またご指導も併せてお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） そういうことで、特にこれだけ耕作放棄地なり、担い手あるいは農業の衰退が叫ばれる中で、集落営農によって、やはり集落の土地をどうやって守っていくのかというものが、やはりこれからの緊急の課題だと思いますので、その辺について十分、課内あるいは庁内でも参酌いただいて、明日の鮫川の農業を振興するためにぜひご奮闘いただきたい思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、畜産クラスター関係について質疑に入りたいと思います。

畜産クラスター事業の取り組みについてということで、村内の基幹産業としての畜産については、高齢化の進展に飼養農家の減少傾向に現状ある中、水田での飼料米、あるいはWCSの作付などによる水田耕作維持に多大な貢献をしております。

現状、TPPやFTE等の貿易協定が発効していく中、追い打ちをかけるように新型コロナウイルスの発生に伴い、外国人観光客の減少や催物の開催中止等により、畜産物消費激減で今月行われました子牛価格等も安くなっております。

そういった現状で、畜産経営環境を取り巻く状況は厳しいものが、今後懸念されているのが現状でございます。

永続的に畜産経営が維持できるように、畜産クラスター事業の取り組みを図るべきと考えますが、村での実施計画についてお伺ひいたします。

よろしくご答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1 番、関根浩治議員の2つ目のご質問、畜産クラスター事業の取り組みについての質問にお答えをいたします。

畜産クラスターとは、地域の畜産の収益性向上のための課題や解決のために取り組み、畜産農家、地方公共団体、JA、畜産経営支援組織、畜産関連業者等がそれぞれの責任、役割のもと、自主的に取り組みをしている制度でございます。

これらの団体等が協議会を立ち上げて、収益性向上のために取り組み、役割分担等を記載した畜産クラスター計画を作成し、県知事の認定を受けると国庫補助事業等の活用ができて

す。

令和元年の調査によりますと、全国には909の畜産クラスター協議会が設立されており、県内では27協議会、県南では6つの協議会があり、東白川郡内には、J A東西しらかわが事務局の協議会があります。

しかし、J A東西しらかわが事務局の協議会は、畜産クラスター計画の策定がされていないので、補助事業等の活用ができない状況にあります。

村でも、畜産における収益性向上、後継者対策などの課題解決に向けて、畜産クラスター計画の作成を検討する時期であると考えております。

そのためには、J Aをはじめとする畜産関係団体と連携し、協議会の立ち上げについて検討する必要があります。

以上で、2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、現在、東西しらかわのグリーンファームの関係で畜産クラスター事業が、東西管内では立ち上げてありますが、これについては広域ではなくても、村内で畜種についてはそれぞれ横断的な形で協議会を設立できますので、酪農も繁殖もそれから羊も、あるいはその他、鶏、一部愛玩用にキジ等もありますので、そういったことも品目横断的にクラスター協議会が設立できれば、その中で、長期的な視野に立っているいろいろな国庫の補助、融資あるいはハード、ソフト面の関係についても取り組んでいかれるような事業内容になっておりますので、これらについても、ぜひ取り組んでいきたいと考えております。

また、特に村内では、やはり平場と違って水田については収益性も低いということで、一部餌米と、あるいはWCSが大部分なんです、やはり10アール当たり8万円の助成金が頂けて、そのほか専用品種が作ってあれば、また上乘せということになりますので、食用米生産よりはかなり有利な施策でございますので、そういったこれだけの水田をただ遊ばせるのは本当にもったいない話でございます。

そういうことで、こういったことについても、現在、あさひファームが農協から再委託というように形で村内の刈り取りについては、委託を受けて実施しているわけですが、それで条件が悪いために年々、機械の修理費もかさんできているのが現状ですし、耐用年数も過ぎておりますので、そういった点もあります。

そういうことで、更新あるいは以前に大型酪農や繁殖等で堆肥基盤の整備事業がございま

して、そういった関連の施設もそれぞれ壊れてきたり、あるいはもう少し規模を拡大したりというようなそういった補修、あるいは改修も事業等にのせることができますので、これらについても畜産クラスター協議会を取りあえず設立して、長期的な計画を立案していかなければならないというようなハードルの高いものになっていますので、まずはそういった組織をつくるのが先決でございますので、これらについて、いつ頃から着手できるのかその辺について、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） クラスター計画につきましては、通告をいただくしばらく前に、実は、私は繁殖牛の家畜市場を見に行きたかったんですよ実は。村内の優良な子牛を繁殖していて、家畜市場とは一体どのように、村から出荷した子牛が取引されるのかというものを議員の皆様にも一緒に行かねべがないという話もしたこともあったんですが、ちょっと実際、目で見て、現場を見たかったんですけども、ご覧のようないろいろな大きな騒ぎが、コロナウイルス等もありまして、いまだにまだ見に行けないんですね。

それで、この件につきましては、県の農林事務所にも担当課を踏まえて、説明願いたいということで、県庁からも農林水産部の課長もお見えになりまして、あと農林事務所からも県南からもおいでになって、クラスター計画の内容、また畜産の振興策につきましても、県でこのようなご用意がありますという説明を受けました。

これは、多面的にJA東西しらかわさんと各自治体が手を組んで、そしてまた畜産関連の団体、それから生産者ときちんと手を組んで計画を練らなくてはならないということで、その計画が県知事の認可を受ければ、設備、機械、それから業者等におきましても、2分の1の助成金が得られますよということであります。

こういったその特別、うちの村がこれまでやはり畜産振興が盛んな村にとって、なぜ今までこの計画を持たなかったのかなというこの疑問だったんでありますが、新年度以降、早急にこれは計画を、JAさんと協議しないとできませんので、JAさんと関係団体、それから生産農家の皆様と協議の上で、この計画を早めにつくって、そして県知事の許可を得て、集落営農、さらには担い手育成、問題は担い手育成ですから、若い人がやろうとしているときにこのような有利な県の事業を導入していきたいと思いますので、新年度以降、早急に各課を通して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、ぜひ協議会の設立を早急をお願いしたいと思います。

整備の対象施設関係につきましては、家畜の飼養管理施設、それから家畜の排せつ物処理施設、自給飼料の関連施設、それから畜産物の加工、展示、販売施設ということになっております。それから、今まで述べた関連の施設の補修、改修も該当になるということでございますので、これらについてここ一、二年、繁殖農家においても、畜舎がそれぞれ農地転用などをいたしまして、新規に作成されておりますし、また一部では、堆肥基盤の整備もされておまして、以前、村から助成金、半額助成ということで実施した要綱等がありましたので、半額助成しますというようなお話でございますが、これも村からの持ち出しになるような額でございます。

協議会が設立してあれば、国・県の補助がいただけますので、村の持ち出しも少なく済む、大きな効果が得られるわけですので、ぜひ早急に協議会を立ち上げていただいて、畜産経営の安定、向上に資していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） 西郷村に林養魚場という釣堀があります。

この林家の先祖は喜多方の出身で、国務大臣も務められた林平馬という人物です。

林平馬は、敗戦後GHQから突きつけられた小学校、中学校の六三制の教育制度に最後まで反対をした人物であり、それまでの五四制を強く唱え、六三制では日本の人物が育たないということで、最後まで反対をしました。

最終的にはGHQに公職追放に遭いまして、大臣を辞めることになりました。

戦後70年たって、先ほど村長が小中一貫校のお話をされましたけれども、まさに今、70年たった今、小中一貫の五四制の議論がさらに再燃をしているところであります。

この議場に集う我々も信念を持ち合わせて、信念の下に議論、そして政策、提言をすることが村長の目指す孫子のための村づくりにつながると、私も確信をしておりますので、午後の非常に短い時間ではありますが、私の信念に基づいた一般質問にお付き合いいただければと思っております。

それでは、水道事業計画についての質問をさせていただきます。

過去、日本政府は、公衆衛生の確保と防火対策を主な目的として、日本全国に近代水道を

普及させるため、市町村営を原則とした水道事業を創設しました。

水道の普及が急激に進展したのは、1950年代後半から1980年代にかけての高度経済成長期であり、1950年に26.9%だった全国普及率は、2016年には97.9%となっています。

日本の水道は、世界最高の水質基準を実現するとともに、水道料金に関しても、海外と比較して、十分に低い水準を達成していますが、水道事業は21世紀に入り、様々な危機に直面しています。

水道事業者の料金回収率は全体の約3分の1が回収率100%を下回り、水道料金の将来推計によれば、2040年までに水道事業者の約90%が料金値上げをしなければならず、その平均の値上げ率は36%にも達するとされています。

このような事態に陥った原因は、第1が人口減少、第2が施設の老朽化、第3が頻発する自然災害です。

今後、人口減少が進めば、さらに水需要の減少は加速していくことになり、水需要の減少は料金収入の減少をもたらし、事業者が経営危機になることが予想されます。

このような現況で、鮫川村の水道事業を持続可能なものにさせていくためには、大きな変革が求められると感じておりますが、今後の計画や未来像はどのようなものか、答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員のご質問、水道事業計画につきましてご質問。

それにお答えを申し上げます。

平成29年度水道統計によりますと、水道普及率は全国で98%。福島県が94%で47都道府県中40番目。鮫川村は54.3%で、59市町村中、56番目となっております。

簡易水道事業は過疎地に存在しているために、その著しく高い資本費により高額な給水原価となり、料金収入のみによって経営することが困難となっております。

村では、高額な給水原価に比べて低額な料金単価を採用しているために、一般会計繰入金
の外部からの財源に依存しているのが現状でございます。

平成30年度の鮫川村の料金回収率でございますが、1立方当たりの給水原価、総費用と地方債償還金、お返ししなくてはならないお金を足して、それで年間の総有収水量で割ります。この金額が428円に対して、供給単価、料金収入から年間総有収水量が141円。料金回収率が

32.9%となっており、差額の287円を一般会計から補てんしております。

水道事業者は、住民の日常生活に欠くことのできない、重要な住民サービスを提供する役割を果たしております。将来にわたっても、住民サービスの提供を安定的に継続する必要があると考えております。

現在、村では国からの通達を受けて、施設の老朽化に伴う更新時期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等による経営環境の悪化を防ぐことを目的に、簡易水道の現状把握、分析、将来予測を行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、平成30年度に固定資産台帳の見直し、令和元年度には、鮫川村簡易水道事業経営戦略の策定を行っているところでございます。

この戦略の基礎、老朽化した施設の更新時期の平準化、施設の統廃合、過剰重複投資の見直し、優先順位が低い事業の取りやめ、料金の見直し等の検討を行う必要があると考えております。

さらに、国ではこれらについてよりの確に取り組むためには、公営企業会計を適用して、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通して、自らの経営、資産等を明確に把握することが必要であると考えており、公営企業会計の適用推進について及び公営企業会計の適用のさらなる推進についてにより、地方公営企業法を適用しない事業、一つは簡易水道事業、あと一つは集落排水事業について、令和5年度までに公営企業会計に移行して、令和6年度の予算、決算から公営企業会計を適用することが求められております。

議員おただしの、今後の事業計画でございますが、現在事業認可を受けている寅卯平地区、平成30年度から令和2年度までの3か年計画及び草牛地区、令和3年度から令和4年度の2年計画の区域拡張工事は継続してまいりたいと考えております。

令和5年度以降の整備計画につきましては、公営企業会計移行後も、現在給水している区域の水道施設を、これまでどおり維持していく必要があります。

この施設が更新の時期を迎えており、設備の更新、改修費用は補助対象とならないので、多額な費用が必要となります。

また、これから施設整備が必要な箇所は、起伏があり人家が点在している地域で、条件的に不利な箇所であるために、投資額に対する料金徴収が見込めないと予想されております。

公営企業会計が適用になれば、これまでのように、安易に一般会計から赤字補てんを行うことができなくなることが予想されることから、今年度、作成している総合戦略を基に、良質な地下水源を有効に活用し、施設の整備、更新、改修、統廃合を計画的に進めることによ

り、簡便で管理が容易な水道施設の構築を図って、無駄のない経営を行い、安心して確実な水道サービスを可能な限り安い料金で、村民に対して継続して安全・安心な水道水を提供してまいりたいと考えております。

以上で、3番、遠藤貴人議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 料金は、高いよりは当然安いほうがいいわけではありますが、やはり今の説明を聞いておると、今後料金というものも、値上げを含めて検討していかなければいけないのかなというふうに感じました。

私も、今回この水道関係の質問するに当たって伺った話ですけれども、ある地区のある住宅の方が、雨水をためて、その雨水を沸かしてお風呂に入っているというようなお宅があるということをお伺いしまして、令和のこの時代にあって、そういった生活を強いられている人が、この鮫川にいるんだということに驚いたわけではありますが、そのお宅の方は水道が布設されたことによって、今まで安定的な水量が確保できなかったことから、ボイラーをつけることができなかつたらしいんですけれども、水道が入ったことによってボイラーをつけることもできて、そしていつでもお湯が今度出るようになったということで、非常に喜ばれていたというような話も伺いました。

水道を考えると、住民の方が抱えている問題が、水量なのか水質なのかというような問題も、それぞれお宅によって違うんだろうというふうに考えております。

村長が議員時代に、井戸のボーリングの助成金の一般質問をして、恐らく井戸の助成金が増額になったという経緯があるかと思っておりますけれども、今後、水道を布設するということは、当然維持管理をして、耐用年数が40年というふうに伺っていますから、40年後にはまた布設替えをしていかなければいけないというような状況になったときに、恐らく、今、回収率が30%というお話でありましたから、我々はもちろんですけれども、我々の、要するに子供の世代まで、恐らくその償還をしていかなければいけないんだろうと考えると、この水道事業というものは非常に悩ましい問題ではありますけれども、在り方というものを一つ考えなければいけないような岐路にきているんだというように感じております。

そういった井戸の簡易水道の延伸でなく、井戸での個別対応ということに関しまして、村長のお考えがあればお聞かせを願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本当に飲料水、生活用水は村民の命であります。

やっと、本村でも50%、今の事業をクリアしますと、令和4年度には50%をクリアするわけではありますが、いまだに半数近くの方々が自家用水、井戸水、または沢水をお飲みになっているということでもあります。

度々議会でも、特に普及率が低いのが東野地区なんですね、東野地区でも本当に渴水、それから水が足りないという地区はございますので、簡易水道を何とか引いていただけないかというご提案も、議員のほうからも、さきの定例議会で提案をされているところでございます。

今回、寅卯平・草牛地区の事業があと3年で完了するということになりますが、まず一つは、簡易水道を計画して法律にのっとった計画を立てて、補助金を頂いて、そして工事が完了するまでには長い年月がかかるわけでもあります。

それで、問題は計画をした水量、要するにこのぐらい必要であろうという水量で、補助金を頂きながら事業を着手するんですけども、実際、今度稼働した後の立方数、それを換算すると実は開きが出ているのは、今までの簡易水道の現状なんです。

その開きが出ているというのは、やはり水道料金が上がらないということですけども、先ほど説明したように、そこの補てん分は、村が一般財源から繰り出しをしながら、水道の特別会計を今まで保持しているというのが現状であります。

ただいま、再質問ありましたけれども、そこまで至るまでの井戸とそれから井戸水の加工のためにどのような考えあるのかということ、私は、井戸コガが20万円、ボーリングで50万円の補助金が最大で村では創設しておりますけれども、それに加えて浄水器、それからそれに伴うモーターを変えなくちゃならないんですね皆さんのお家では。モーターとか電気配線するまでの電気工事が必要などという場合が出てきます。

それと井戸コガ入替えには、当然、20万円限度で出るんですけども、ボーリングの場合には50万円までなんですけど、そういったその自家用水として、今、水は確保していても濁る家があるんですよ。

私の家も、大雨が来ると風呂場が真っ赤っ赤になっちゃうのです。これは、じゃ、井戸コガで掘り直したらいがんべということなんですけれども、まず水は、飲み水は買って飲んでいるんですね。私はもう、水道の水は平気で飲むんですけども、若いお母さん方とちっちゃい子供さん持つご両親は、そういう水は絶対飲まないんですよ。

風呂の中にちっちゃなミミズが出てきたりするわけだから、これは絶対触らないんですね。今、現状はそういうことなんです。ですから、そういった浄水器の補助、それからその

ポンプをアップするためのポンプの更新とか、それから電気工事のそういった設備に関しての補助も含めて、さらには50万円が上限がいいのか、20万円がいいのかというのは皆さんと相談して、補助金をもう少しアップしても、簡易水道を巨額なお金をかけて、長年かけて簡易水道を引くよりも、そのほうが受益者のためには生活の推移を守ることができるかというのが一つ。

あと一つは、小さい集落で集団で水源地を見つけていただいて、そこから共同で引くというそういった共同の水源地確保、その事業にきちんとした補助金を出したほうが、村とすれば、水質の管理はその地区の方にお任せして、それは指定管理か何かでその水質を検査しなきゃならないとなれば、その管理費はお任せ地区にしたにしても、そのようなところに村としての支援金を投じたほうが、簡易水道を計画的に大がかりな工事をしてパイプを延長して、私も今回初めて分かったんですけれども、その県道に穴を空けて引くと一時的に塞いでありますが、道路の半分舗装で返さなきゃならないんですね県道は、莫大な費用がかかるわけですよ。

ですから、そういったその支援策に切り替えて、安全な水を確保してあげたほうが、お互いに即効性、それからあと財源の有効活用ができるのではないかと、今考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） まさに、今滅菌器の話とか、そういった地区での管理を委託したそういった水源というようなお話も、この後、再質問でしようかなというふうに思っていたんですけれども、まさに今、村長のほうから先にそういったお話がありました。

今、水質の話、まっ赤っ赤になってしまうというお話がありましたけれども、ボーリングをしたりして、その水がそのまま飲めるということは、考え方によっては非常にぜいたくなことなのかなというふうに私は思っていて、恐らく、今買って水を飲んでいるというふうにおっしゃっていましたが、大体、買って飲んでいる水は南アルプスの天然水だとか、飛騨の雪解け水みたいな感じで、まさに天然水なわけでありまして、そういった若い方というのは非常に情報に敏感で、恐らくその水を飲まなくなったというのは9年前の震災でああいった事故があつてから、やはり神経質になって、そういったものは飲ませられないというところから、今に至っているのかなというふうに思いますので、正しく水質を検査して、この水は井戸水、沢水だけれども全く問題がないんだと、これはもう、まさにぜいたくな水なんですよということをきちんと説明をしていけば、安心して飲んでいただける方もいらっ

しゃるというふうに思っていますので、こういった水質の検査ですね、要望があればそういったものにも応じていくということも一つ大事なことであろうというふうに思っていますし、先ほどの滅菌器も、水質に問題があればそういった滅菌器で消毒して、安心して飲める水を村のほうで設置をして、そしてその維持管理に関するお金は、簡易水道の水道料金を払っている住民の方々と同程度のものをお納めいただくということにして、それを恐らくフィルターとか、そういったものの交換、もちろん本体も何年かすれば交換することになるでしょうから、そういったものの費用に充てていくというのも一つよろしいのかなというふうに私のほうでは考えておりますので、そういった複合的な水量と水質のそういった管理というものを、これからまさにしていかなければいけないというふうに思っております。

私が言いたいことは、全て村長のほうから先に言われましたので、再質問は以上とさせていただきますが、簡易水道を引いていただいたお宅には、やはり簡易水道を使っていただくといったことも、やはりアナウンスしていく、お金がかかるから村の水道は使うなというようなことを私は小さいときとかにずっと、遊びに行ったお宅から言われてきていたというのが、まさに現実ですから、水道を引いてあるのであれば、保険的な意味で村の簡易水道を確保しているのではなくて、せっかくやはり布設していただいたお宅には、やっぱり簡易水道も使っていただくことが将来の村のためになるんだよと、自分の跡取りのためになるんだということも、なかなか難しいと思いますけれども、そういったことも私自身もアナウンスもしていきますし、そういったことをお知らせしていただければ使っていただけるのかなということをお伝えしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今般の定例議会、2点ほど村長に答弁を求めたいと思います。

議長は、この通告はいつまでだったっけ、2月19日、今から約20日以上前ということで、今回の質問内容等については、それから状況が変わりまして、状況が推移されたということで、ちょっと的外れになっているかなというふうに感じておりますが、ご理解の上にご答弁をお願いしたいと思います。

まず1点、歯科診療所閉院について。

村民の安定した暮らしを守るための医療機関の充実は、行政の大事な役割であります。

昨年12月26日付けで鮫川診療所医師の募集が村のホームページに掲載されました。

村民の方から心配の声がありましたが、田中先生の契約任期はまだ2年ほど残っているのに、なぜと思ったのですが、今年の1月にはホームページから削除されていたので安堵しておった矢先、2月10日に本村唯一のさめがわ歯科診療医院（法人昭美会）閉院のチラシを見、驚きました。

私ども議員は寝耳に水、11月からの問題なら、私ども議員に相談すべきであったはず。誠に残念である。中山間地、過疎地の弊害を少しでも食い止めようと招致したもので、医療機関の閉鎖は村民の不安を増すものであり、身体、生命を脅かすものであります。

事の要因は、村側への不信感と信頼関係からと思われそうですが、留任への話し合いなどは絶望的なのか。再考に向け善処すべきと思う。誠意ある対応について、答弁を求めます。

なお、資料提示ありがとうございました。

以上で、村長答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1つ目の質問、歯科診療所の閉院についてのご質問にお答えをいたします。

まず、国民健康保険診療所の医師募集の件についてであります。平成31年3月をもって退任された、前回の小野医師の後任として、田中医師は平成31年3月13日に職員として医師雇用契約を村と締結して、4月より国保診療所へ就任しております。

就任から5か月程度を過ぎた時期に、田中医師より、家庭的な諸事情があつて3月末で退所したいという依頼がありました。

田中医師に存続のお願いを何度も行いながら、12月26日には、村ホームページ、県のドクターバンクふくしまへ医師募集情報の掲載を開始いたしました。その後、今年初めに田中医師から、諸般の事情も解決いたしましたとお話をいただきまして、当初の契約どおり平成31年4月から3年間の雇用契約を継続することとなりました。

こうしたことから、1月23日に村ホームページ及び県のドクターバンクふくしまに掲載していた医師募集の情報を取り下げた次第であります。

次に、鮫川診療所の閉院についてでございます。

2月21日、3月5日の両日に開催した全員協議会にて、ご説明したとおりであります。

さらに再度ご説明いたします。

小松歯科医師は、平成11年1月末に退任された酒井歯科医師の後任として、村の誘致を受け入れて、無歯科医村の回避のために平成11年4月より、公設民営のさめがわ歯科医院を開設いたしました。

小松歯科医師と村は、平成10年12月10日に平成11年4月から3年間の建物と賃貸借契約を年額10万円にて締結して、歯科医院の建物及び診療器具等を賃貸借するものであります。

これは前任であった酒井歯科医師と同様の契約でありました。

平成14年度は、翌年度から施設整備していた保健センターを供用開始することから、1年間同様の契約を更新いたしました。

平成15年度は、平成15年3月25日に鯉川村保健センター歯科診療所施設の管理運営委託契約を締結して、保健センター内にさめがわ歯科医院が移設されました。

この契約内容は、保健センター内にある歯科診療所施設の管理運営を委託するもので、委託料は無償とし、施設及び歯科医療用の備品の使用料も無償といたしました。

平成16年度は、平成16年4月1日付けで、鯉川村保健センター歯科診療所施設の管理委託及び賃貸借契約を締結しております。

村から施設の歯科医療備品を借りて歯科診療を行う使用料は、23万5,607円といたしました。

この当時、小泉内閣の三位一体の改革によって地方交付税の削減や、町村合併の住民投票の結果、合併を選択せず、自立の道を選択した時期にあつて、徹底した行財政の見直しに取り組み、事務事業の見直しなどを行いました。

住民や議員からも、これらの状況を背景にして、有料にすべきだという声が村に寄せられておりました。

こうした背景の中で、契約に際し、村が施設使用料の協議を行い、2月21日の全員協議会に先日、お示ししたとおり医療法人昭美会さめがわ歯科医院閉院のお知らせに記されているとおり、小松先生が皆様の、患者さんにお出しした資料ですね、示されていますとおり小松歯科医師は最終的に譲歩され、提示額の2分の1を歯科医療業務委託料、残り2分の1を施設使用料とすることで、当時、二度の譲歩はないことを条件に受け入れまして、契約締結に至ったとのこととあります。これは平成16年のこととあります。

この16年度以降、同様の契約を更新していますが、平成27年度から契約の受託者が医療法人昭美会さめがわ歯科医院長名となりました。

小松歯科医師は、後日談として、病気等の理由によって私が医師を行えなくなった時点で、さめがわ歯科医院は休診または閉院となってしまうと。法人化したのは、緊急時の代替者を見つけて、可能性があれば後継者とする考えをもってたと1月24日の私どもの慰留協議の中で、村の歯科医療を担っていただいている立場の中で、無歯科医村を回避したいとされていた思いを話していただきました。

以上が契約に関わるご説明となります。

令和元年9月定例議会において、鮫川村行政財産使用料条例の一部を改正する条例が提案されて、令和元年9月26日に議決いただいております。これは、行政財産における土地・建物の使用料単価を改正するものであって、改正理由は、消費税法改正に伴って、使用料を見直して添加するよう国からの指示があった点、また、見直す中で使用料の算出式を県に準じて行い、内容は建物1平方メートル当たり1日につき10円を25円としております。

令和元年11月22日、従来1平方メートル当たり10円を2分の1減免して、23万5,607円としていた施設使用料が、改定後1平方メートル当たり25円を2分の1減免、58万9,018円とした条例改正の内容を説明のために、職員がさめがわ歯科医院に伺ったわけであります。

小松医師より、平成16年に村との協議で使用料23万5,607円を支払うことになった経緯、覚書に委託であることを明記してもらっているが、当初の契約の主旨が変わってしまったことに不満があった点、こうしたことからテナント契約をする考えであれば契約を更新する意思はないと、二度目の譲歩はないとする意向を話され、協議を終えているとのことであります。

この後、平成元年12月10日、さめがわ歯科医院施設使用料協議から2月17日のさめがわ歯科医院存続協議までの間に、令和2年1月30日の医療法人昭美会、外島昭夫理事長の来庁協議を、実際、村の役場に来ていただきました理事長に、8回にわたって歯科医院の使用料協議並びに存続に係る協議を重ねました。小松歯科医師に医療継続をお願いしているとする、経過説明を2月21日の全員協議会で皆様に資料をもってお示しをしたところでございます。

この中で、歯科診療所の継続ではなく、小松歯科医師による歯科診療の継続を望むものであって、歯科医師の募集やへき地医療従事支援については時期尚早ということで、皆様の中から小松歯科医院の慰留が、とどまっていたきたいということが最優先だというご意見をいただきました。

その後、何度かの小松歯科医師の存続協議を重ねてまいりました。

小松歯科医師は、村内の各種団体や村議会が存続の要望書等をさめがわ歯科医院へ提出さ

れたことに触れています。

多くの方から要望されることは大変重い行動と考えております。そしてまた、大変心の中の負担になっていると申されております。

そして、意思決定が揺れる想いを示されながらも、今後、大きな違和感を覚えずにはいられないと。患者さんとの適正な距離感が変わってしまう恐れがあると、その想いを先生のほうから語られておりました。そして、小松歯科医師は、ただ、何も残さずに歯科医院を閉院することに違和感と気まずさを覚えると。

ここからは譲歩案を示すこととなりますが、後任の歯科医師を村が公募することを条件に、村は公募してくださいよと、それを条件に1年間限りで、歯科医院を継続する考えがあります。そして、鮫川村の条件にあった歯科医師を見つけるため、その手伝いを協力していきたいと、先生のほうからそのような意向をお示しいただきました。

小松先生は村に誘致され、村内に歯科医院を開設しながらも、平成16年度契約にて方針の視点が変わってしまったことが大きな不満の原因であります。

令和2年度の歯科医療を継続して行っていただく上で、この不満は払拭しなければなりません。お支払いいただいた平成16年から令和元年度までの16年間の行政財産使用料をお返しすることはできませんと私は申し上げました。できませんが、20年間の永きにわたって村の歯科診療に、単独で貢献していただいた功労金として、同額をお支払いする考えがありますとお伝えしました。

今定例会の一般会計補正予算として提案しておりますので、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

また、小松先生が歯科医院を開設した平成11年4月の本村の人口は4,877人でしたが、令和2年3月の人口は3,273人です。当時の、おおむね3分の1の人口が減少しております。当時でさえ困難といわれていた歯科医院の運営が、困難の度を深めていることは確かです。

新たに制定する鮫川へき地医療従事支援金は、令和2年度予算に提案しておりますが、歯科医療従事者1名分の年収相当額を予算化したい考えであります。

その差額については、新年度に皆様にご相談申し上げて、ご賛同いただきたいと考えております。

小松先生は、村が後任の先生の公募をすることを条件に、1年間の契約更新をしていただけることになりました。

これは、同様の歯科医療と歯科検診等を行っていただけるとのことでもあります。

今までの診療とそれから学校等の診療も続けていただけるということでもあります。

この1年間以降の慰留を続けるとともに、小松先生のご意向でもある後任歯科医師を公募する準備を進めていくこととなります。

これらの小松先生が示された譲歩案へのご理解と、功労金の補正予算につきましても、皆様のご賛同いただけるお願いを申し上げます。

ちょっと長くなりましたが、以上で、9番、前田武久議員の1つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長から答弁がありました。

平成16年ですね、我々も承知しておりますが、これは行財政改革、財政難ということで、ある三役、それから我々議員等の報酬とか値下げ等に踏み切ったわけでありました。

今、村長から答弁ありましたが、議員からの要望あるいは住民からの要望、住民からの要望はあまり聞いていなかったんですが、ある議員が一般質問で述べたことは承知しております。

しかしながら、我々議員は、値上げ等云々は全然考えていなかったし、一般議員が一般質問したから、それが、我々全議員が議決したわけでもなんでもない、当然、提案もされなかったんですね。今、関根村長も、私よりはちょっと若いんですけども、当然そのことは、現在、この問題が生じるまで全然承知していなかったはず、我々議員は一切何も知らされなかったということでございます。

なぜ、このような事態になったのか、それから平成29年、条例改正ありましたけれども、その際にもその条例改正が2倍、今まで16万幾らもらったやつの2倍に上がるなんていうそういう条例改正であるってということも、一切議案調査には説明なかったし、当然、これは我々に知らされるべきであったわけです。これは、なぜこういう事態になったのか。

長期政権がかなり、影響されたというふうに考えております。

そういうことであって、こういう大事な問題、村の歯科診療医が、まして無医村解消のために処置したものが、我々に一切説明もなしに、そして村当局も、先ほど村長が言われましたように、現場の担当が条例改正でもって、26万円のもの59万円くらいに値上げになりましたからというようなことで、歯科医院に行った。当然、先ほど村との無償でもって施設を与えるというようなことで、その後、2年後に値上げということになったときに、26万円に

なったときに、もう最初の約束とは全然違うと。もう納得できないというようなことであったが、先生がこれは何か私のほうも手落ちもあったのかというような考えでもって、承服をせざるを得なかった。その際に、こういう問題が二度と発生した場合には、私はこの村にはいませんよとちゃんと伝言されたはずですね。そういうこと私聞いておりますけれども、そのようなものをここ20年、じっと我慢して村の歯科医療にささげてこられた人生、それがさらに2倍もの施設使用料の提示をされた場合には、当然、行政に対しての不満、不信、もう鮫川村は信用できないと。自分も鮫川出身で骨を埋める考えでいてくれたと思うんですが、我慢に我慢をしてきた上に、そのような事態になったということ。

これは、我々も責任がありますけれども、全然本当に議会には示されなかった。無知で本当に申し訳ないというような思いであります。それで、今村長が当面1年間、村で公募していただいて、後任の先生に対する協力は惜しまないというような約束で、何とか1年間は先生、医師担当されるということでございますが、問題はその1年後なんですよ、先生に対して8回もの交渉を進めてこられたというふうなことであります。我々議員としても、村長が代弁されていましたが、これは慰留していただきたいと。

そしてほとんど村民の、患者は特にそうなんですけれども、もう先生を信頼されておるといことで、鮫川村のための先生であるということもみんな陳情とか、各種団体のお願いでもって明らかでありますので、村長は1年後ばかりでなくて、1年以内に何とかしなくちゃならない、公募するというようなことなんです。その公募は、我々議会としては当面これはやるべきではないということ、申し伝えてあるんですが、村長どのような考えでいるか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 21日の全員協議会の中でも公募は時期尚早と。小松先生の留意だけを絞り込んで、再度打合せをお願いしたいという皆様のご意見でありましたから、皆様のご意見を尊重しまして、先生のほうには、諦めずにお話をさせていただいた経過であります。

その経過の中で、この前の全協でも話しましたとおり、冒頭、先生のほうからは、私はずっと継続してこの村にいる覚悟がございませんという、そのようなお話の中から、その上端が実は出てきております。それで、私は1年いますけれども、その間で公募していただきたいという話を先生のほうからされました。それをきちんと真に受けて分かりましたと、それでは公募させていただきますとしたほうがいいのか、先生をずっと絞り込んで先生に1年間かけてお願いしたらいいのか、どちらか1つしかないと思っております。

しかしながら、先生は公募していただいて新しい先生が来た場合に、その先生と患者さん

の引継ぎから経営の実態の内容とかそういったものまで含めて、その後任の先生にお話をしたいという意向を持たれているんですよ。

ですから、本当に小松先生は村民のことを思われて、10数年間、我慢に我慢を重ねてこられた気持ちの本当に穏やかな、物をあんまり多く話さないんですけども、秘められた意志の強さ、これを感じた、8回も会うと、ああ、先生本当にあまりご無理言っても仕方ないなど、そのくらいになるまでの純粋な方であります。

ですから、私は諦めずに1年間は先生にお願いしてまいります。

しかしながら、先生が公募してくださいと言う以上、やっぱり公募はしますけれども、新しい先生がおいでになるかならないか、全くどこにも保証はありません。保証はないわけですよ。

ですから、先生には1年間かけて、また再度コミュニケーション大切なんです。

田中先生も同じなんです、小松先生も同じなんです。どちらの先生も単身赴任でいらっしゃるんですよ。それで家族がいれば愚痴も話もできるし、子供や孫がいれば家に帰れば、私なんかほっとしますけれどもね、そういうその気持ちのはけどころは我々にはあるんですが、先生方単身赴任でいらっしゃいますから、そういうコミュニケーションの場がまずないんですよ。そこに1年間勤めながらも、田中先生もしかり、それから小松先生も併せてコミュニケーションを皆さんと一緒に取りたいなと思っているんですよ。

そして、村の実態も分かるし村の事情も分かりましたというまで、根強く諦めないで先生とお話をしていきたいなという覚悟でございます。

ただ、もう一つは、先生が1年延長していただいたから、この地域医療の問題は全て解決したと私思っていないから、ここはやっぱり1年かけて、今後の将来的な村の医療制度をどうするかということと皆さんと一緒に考えなくてはならない、そういう時期だなと位置づけておりますから、安堵はしておりません。

諦めずに先生方とコミュニケーション図りながら、再度、永くいていただける努力はする覚悟でございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 全協でも、同僚議員の気持ちは、全部村長が村当局でも承知していると思うんで、これはもうどんなことをしても慰留していただきたいというような思いでもって、交渉の進め方もいろいろあろうかと思うんですが、私も初めて、今から10日くらい前に

議長たちと先生にお会いしてお願いしたんですけれども、本当に好かれるような方だなと、そしてみんなから信頼されておる先生だなというふうに見受けたんですけれども、村民の熱意を先生に語って、何とかこう医療に努めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、この点について質問を終わりたいと思います。

次に、2点目に入ります。

条件付交流施設ほっとうすの今後についてをお尋ねいたします。

令和元年、3,000万円の予算で取得した旧つるや旅館の委託経営者を募集中であることを聞いておったが、2月10日付のマスコミ報道紙で決定したことが分かった。

今後、施設の改修、営業許可後、運営できると思うが、村長承知のとおり、旧つるや旅館を取得する条件として、交流施設ほっとうす閉鎖に向けての準備を進められていると思うが、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の2つ目のご質問。

条件付交流施設（ほっとうす）の今後につきましての質問にお答えをいたします。

村の宿泊施設の現状についてお答えをいたします。

昨年10月に取得しました温泉宿泊施設につきましては、議員の皆様には、さきにお知らせをしまして1月末までに経営者選考を決定することで、進めてまいりました。

選考委員会によって、書類選考、面接を行い、1月29日付けで、経営者として適任であると認めた文書をもって通知したところであり、2月21日の議会全員協議会でその経過をお知らせしたとおりであります。

今後の予定につきましては、新たな経営者と施設改修設計を進め、設計額によっては6月議会に工事請負契約の議案が提案できるように、令和2年度中の開業を目指しております。

また、交流施設ほっとうす・さめがわにつきましては、毎年ご利用いただいている団体の予約も既にいただいている状況でありますので、ご利用いただいている方々のニーズも含めて、今後検討していく考えであります。

以上で、9番、前田武久議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 交流施設については、村長も承知のとおり、これは平成11年開設以来

もう20年、施設の耐用年数も過ぎ、償還はとうに済んでおるわけでありませう。

ざっと今までの建設費などについては、国庫補助とか何かであります、施設の支払い、償還金、それを含めるともう既に3億円以上の出費はされている。運営費の赤字補てん含めてですけれども、赤字補てんだけでも今から2年くらい前で1億5,000万円以上になっている。

昨年度、今年度でもって約二千二、三百万円の持ち出しを凶っておる。当然、これは交流施設としての葉貫地区への建設ということで、都市との交流施設として、村民もこの施設の費用対効果といったら語弊があるんですけども、持ち出しに対するその施設の利用価値からいって、当然これは考えるべきだということで、今まで村民も多額の赤字、一般財源からの持ち出しを我慢してきたわけですね。それで、過去何回も一般質問等でもって、村当局にただしてきておったと。

それで、前村長時代ですけれども、これは議事録にちゃんと残っているはずですけども、交流施設をなくすと、やはり村の公共施設としての宿泊施設が機能を果たさないということで、さぎり荘からの誘客、それから村内の誘客の宿泊所として、残さざるを得ないということで、今まで継続されてきたと。それで、前々回、前村長との一般質問等の答弁の中で、旧つるやさん、その民間旅館を買収したいというような中で、その際に交流施設は、当然、さぎり荘周辺の宿泊施設が運営されれば、これはなくしても構わないというようなことでもって、我々条件付でもって、つるや旅館の取得の金額予算を承認しているわけでありませう。

そういった中で、村長も十分その内容等は承知されていると思うんですね。

問題は、あそこの施設の中で、現在働いている従業員の方がいるわけですね、そういう方も、今回の運営が整うまでには1年間を要すると、当然改修から保健所の許可、いろいろな準備等でもって、恐らく運営は、今年度中いっぱいであればよいかないというふうに考えておりますので、今年度、交流施設の閉鎖はちょっと考えられないと思うんで、令和2年度の予算等にも上程されておるみたいですし、それはしようがないなというふうに思うんですが、やはり我々も村当局、行政に対する要望、それから質問等でもって答弁を言っているわけですね。約束しているわけですね。

先ほど申しましたように、歯科診療所のお医者さんとの約束と同じですよ。そういうことを果たさないと行政に対する不信感というのは、ますます募るんですよ。誰のために行政を執行されるのか、村民のためですよ。村民があつての行政なんですから、それらの約束事とか契約事をきちんと守るような行政でなくちゃならんと私が思うんですよ。そのこと

に対して、村長は閉鎖についての記憶がないとすれば、それで私は質問打ち切りますけれども、当然承知しているはずなんで、そのことを心の内をきちんと私に対して答弁を願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 前田議員からは、交流施設の件につきましては、私も平成15年に議員になりましたけれども、その当時から数々の提案を村のほうに、交流施設の在り方につきましてはされていたということを記憶しております。

旧つるや温泉旅館も新しい経営者で、今これから改修、そして経営者のご意向を聞きまして、今回の定例議会の改修費用も皆様のご承認をいただいて、今年度中には改修したいという予定であります。前にも私も、議員のほうからも質問されましたけれども、ほっとはうす・さめがわ交流施設は、本当長年の目的はほぼ都市との交流施設でしたね。ほぼ果たしたのかなという思いでもございます。

今後、つるや温泉旅館のオープンと併せて、あの施設がどのような方法であったらいいのか、基本的には民間に譲渡したいとは思っております。ですから、村が直接経営することは再来年度以降、新年度以降、皆さんと協議をしてどのような形で民間譲渡したほうがいいのか、民間でおやりになりたいという方があれば適正価格で譲渡も視野に入れて、そちらはそちらで経営していただくということで、直営というものから切り離していきたいと思っております。

それで、私はまず、これからますます村の財政が厳しくなりますから、ですから今までに求めた借地もそうなんですけれども、今まで求めてきた村有施設、それから村有地も含めて、これからまだまだ買い求める余力はありませんから、ですから目的を果たした施設については、土地とか建物ありますから、そういったものは少しずつ切り離して行って、身を軽くして、次の世代に残すべきだなと思っているんですよ。

ですから、その都度、公有財産を取得したり、売却するときには当然皆さんの承認が必要ですから、その都度、ご相談申し上げますが、これから村が持っている財産、非常に多いんですよ。ですから、これは目的を果たしたなというときには身軽になるようなそういう施策を、これから思い切って講じていき、そしてあるものを有効に使って、直して使えるものは有効に使って、そして新たな必要以上の財産を増やさないという考えでおりますから、新年度以降、交流施設の在り方を皆さんと協議して、まずは、つるやのオープンを一つの節目として、その後の利活用は民間譲渡したいと今思っておりますが、その時期を新年度以降、

翌年度には村から手を離すことができればなど、そのように考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 先ほどこちよっと申したんですけれども、もし、早急にそういうふうな閉鎖とか民間譲渡とかというようなことになれば、従業員が、今回古殿の方が経営される見込みなんですけれども、その方たちの雇用条件なんかは、どのような示され方をしているのか、それもちよっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 新しいつるやの問題ですね、旧つるやの問題は経営されるという方、この前お示しをさせていただいたように、ご夫婦の飲食店を経営されておる方でございますから、その方々が2人で間に合うのか、また新しい雇用をして、従業員さんをお使いになるのかまだ未定でございますので、経営者の方々のご意向が、多分経営する上であると思えますから、40人規模の使用する旅館ですと2人で間に合うのか、あとパートさんのような方々が必要なのかというのは経営者に委ねていきたいと思えますし、ほっとはうすを民間譲渡した場合に、そういった方々が、今まで雇用されていた方々がどちらに行くかという状況については、まだ明白な答えはできないと思えます。

民間譲渡した方の経営者がほっとはうすに生まれたにしたとしますとすれば、今までの方をまた雇用したいという意向になるかもしれませんから、その辺はまだ明確な答えは出しませんが、旧つるやに対しては経営者のお考えを尊重したいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） とにかく、2年度に村長の考えでは、運営を開始させるというような意向が強いと思えますので、当然、鮫川の宿泊施設、まして公設民営になるんですけれども、そういった場合に、東京鮫川会に行っても分かるとおり、鮫川へ行った場合には泊まりたいというようなお客でかなり利用者が多いと思うんですよね。今言ったように、四、五十人の施設が間に合うような客室も取れるというようなことでありますので、当然雇用者も、私とすればその辺はもう条件付でもって契約条項に入っているのかなというふうに考えておったのですが、やはり雇用創出も考えた上での、そういう公共施設の貸し借りの、やっぱり貸借関係は条件に入れるべきだと思うんですよね。

村長はやっと借主が見つかったから、そのくらいのあれでもって、あまり条件は付け加えない考えであろうかと思うんですが、そういうふうな考えの公共施設の貸借関係について、これからどういうふうに考えているのか伺いたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほど宗田議員のほうからもありましたとおり、やっぱり村の中の施設は雇用創出なんですね。村民の方がいかなる形でも働ける場所が必要であって、そしてその中に働いて、そして村のために村税を落としていただくという形が必要でありますから、旧つるや温泉の経営者の方にも、経営していく中で、もし従業員等々募集する際には、ぜひ村民の方の雇用をお願いしたいという条件、それとまた商工会に入らせていただく約束もしておりますから、商工会とも連携を取って、独自のホームページ等々でも広報しながら、本当に大変な良質な湯の田温泉のさざり荘と並んで、良質な湯脈湯質でありますから、これを全面的に表に出して、そして経営される方が村長室を後にするときに、このように言って行ったんですよ。

私に任せて本当に村がよかったというような経営をしますと、奥さんと言い切って、強い意志を持ってお帰りになりましたから、この人は強い意志を持たれて経営に全力を挙げてくれるのだなという確信を持ちました。

雇用創出につきましても、経営者の方をお願い申し上げ、これまた契約に結びつけたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そういった、先ほど約束されたほっとはうす、それは、今すぐはできないということなんですが、2年かその辺りに閉鎖、それから譲渡を考えるということですが、その準備はやっぱり今からやるべきだと思うんですよ。

そういう話は、担当職員と農林商工課長が担当だと思うが、そういう話はやっぱり早急にこれから準備をしていくべきだと思うんですよ。村長いかがですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） これも歯科医師さんと同じで1年すぐたちますから、あと相手方の準備もあるでしょうから、ですから早急に新年度以降、協議を進めていくように、進めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これこそホームページ辺りで、もう公開してもいいことなんですよ。今、村長が約束された分が、それ今すぐではないけれども、その準備に取りかかるとすればもうホームページ辺りでもって、民間移譲する村の姿勢があるというような旨のやっぱりPRはするべきだと思うんですよ。

そういうことでお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 広報は当然ですね。特定の方に利益を与えるような譲渡というのはこれは駄目ですから、この施設ですので平等に公平に公開して、その中で、あとこちらの条件ですね。それも提示させていただいて公開しながら、その準備に新年度以降、取りかかっしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 公平さを欠くか欠かないかは、我々も監視する立場でありますので、今後見守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

16時まで休憩をいたします。

（午後 3時40分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りします。

会議規則第9条に規定されております会議時間は、午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程について、時間内での終了が見込めないかもしれませんので、会議時間の延長についてお諮りします。

本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は全部終了するまで、会議時間を延長することと決定いたしました。

◎承認第1号～承認第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和

元年度鮫川村一般会計補正予算（第8号））から日程第8、承認第4号 専決処分の承認を
求めることについて（令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第9号））までを一括議題とい
たします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和
元年度鮫川村一般会計補正予算（第8号））から承認第4号 専決処分の承認を求めること
について（令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第9号））までの4件につきまして、ご説
明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鮫川村一般会計
補正予算（第8号））をご説明申し上げます。

議案書の1ページから4ページ、令和元年度一般会計補正予算事項別明細書1ページをお
開き願います。

本案は、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、
令和元年12月24日に専決処分をしたため、同法第3項の規定により、処分の承認を求めるも
のであります。

事項別明細書1ページをご覧ください。

予算総額の増減はありません。

事項別明細書2ページをお開き願います。

歳出です。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、28節繰出金135万8,000円は、簡易水道事
業特別会計への繰出金を増額補正するものであります。

10款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費、28節繰出金142万円は、学校給食センタ
ー特別会計への繰り出しを増額補正するものであります。

13款1項1目予備費は、これらの繰出金の財源を予備費から277万8,000円を充てるもので
あります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鮫川村簡易水道事
業特別会計補正予算（第5号））についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから8ページ、令和元年度特別会計事業別明細書の48ページをお開き願

います。

本案は、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年12月24日に専決処分をしたため、同法第3項の規定により処分の承認を求めるものであります。

事項別明細書48ページをご覧ください。

補正前の予算額1億3,958万1,000円に対して135万8,000円を追加し、補正後の予算額を1億4,093万9,000円とするものであります。

事項別明細書49ページをお開き願います。

歳入です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金を135万8,000円増額補正いたします。

歳出です。

2款施設費、1項1目施設管理費、11節需用費135万8,000円の増額は、道少田地内の水道管漏水事故の修繕及び大塩配水池の水位計の修繕のための補正であります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号））についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページから12ページ、令和元年度特別会計事項別明細書66ページをお開き願います。

本案は、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年12月24日に専決処分をしたため、同法第3項の規定により処分の承認を求めるものであります。

事項別明細書66ページをご覧ください。

補正前の予算額1億95万5,000円に対して、142万円を追加して、補正後の予算総額を1億237万5,000円とするものであります。

事項別明細書67ページをお開き願います。

歳入です。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金142万円は、施設維持管理工事の財源に充てるための運営費繰入金の増額補正であります。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、15節工事請負費の施設維持管理費142万

円は、給食センターのLPガスの気化装置の交換工事及び警報装置施設工事のための増額補正であります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第9号））についてご説明を申し上げます。

議案書の13ページから16ページ、令和元年度一般会計事項別明細書の3ページをお開き願います。

本案は、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年1月6日に専決処分をしたため、同法第3項の規定により処分の承認を求めるものであります。

事項別明細書3ページをご覧ください。

補正前の予算額38億9,245万6,000円に対して、800万円を追加して、補正後の総額予算を39億45万6,000円とするものであります。

事項別明細書4ページをお開き願います。

歳入です。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金800万円は、農産物加工直売所運営支援事業費として財政調整基金から繰り入れするものであります。

歳出です。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、21節貸付金800万円は、農産物加工直売所運営協議会運営費貸付金であります。

以上で、承認第1号から承認第4号までの4件につきましての説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）についてお尋ねします。

これは、運営費というようなことではありますが、前年度と今年度の財務状況、これをちょっとお聞かせ願えればと。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 財務状況につきましては、担当課長のほうから説明申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

今、ちょっと手元に財務状況はありませんが、今回の補正に対しまして、令和元年度中、まずは、夏場の天候不順によりまして農産物の出荷が減ったこと、また、9月、10月に台風の影響によりまして、まずは台風被害によりまして、いわきからお客さんが来ていた部分がかなり激減しまして売上げが激落ちした部分で、その部分での費用補てんという部分で村から貸付けをしていただいて、それを後年度以降償還をしていくという形での貸付金の補正予算でございます。

なお、2月末までの今年度の売上げ状況については、後ほど資料として提出させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） ただいまの9番議員と内容は同じですが、直売所運営協議会に貸付けということですが、これの償還という見通しという計画は立てているのかどうか。その都度、毎年状況によって金額を決めるのか、前もって計画的な金額を見越して組み立てるのか、その辺お尋ねします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 償還の方法につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

償還につきましては、毎年度100万円ずつ計画して返済をしているところです。また、今年度経営状況が悪化しておりますので、その部分について延納するかどうかは、これから決算状況を見て償還をしていくという計画をしておりますので、ご配慮のほうよろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 直売所、私も関心あるわけですが、今の状況の中で貸付金が必要だということは承認したいと思うんですが、やはりここ、間もなく、当然直売所も決算時期でありますので、この辺の決算状況をきちんと議会に数字で、今までの経過も含めて出していた

だきたいということであります。

それから、直売所に限らず、商工会で運営しているすまいるも含めて、やはり今、今日も一般質問であった地方活性化の中でそういう手・まめ・館とかすまいるのことも含めてみんな考えているわけですね。ですから、この運営状況、会計状況、ここをきちんとやはり議員に示していただきたいということをお願いして終わります。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

専決処分の議案でありますので、討論を省略いたします。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第10号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第1号 鮫川村簡易水道事業基金条例から日程第18、議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例までの10議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第1号 鮫川村簡易水道事業基金条例から議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

初めに、議案第1号 鮫川村簡易水道事業基金条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村簡易水道施設の維持管理及び村債の償還に係る財源の確保を図り、健全な運営に資するための基金を設置するため条例を定めるものであります。

次に、議案書の18ページをお開き願います。

議案第2号 鮫川村集落排水事業基金条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、鮫川村集落排水処理施設の維持管理及び村債の償還に係る財源の確保を図り、健全な運営に資するための基金を創設するための条例を定めるものであります。

次に、議案書の19ページをお開き願います。

議案第3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、これまでの非常勤職員の身分によって任用されてきた区長、副区長、行政連絡員について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たな制度での身分の見直しが必要となり、厳密な労務管理や公務員としての服務に関する規定並びに懲戒処分の適用等、一般職非常勤職員である会計年度任用職員への移行は、区長等の職務上困難であり、私人としての扱いとするために条例の改正を行うものであります。

次に、議案書の20ページをお開き願います。

議案第4号 鮫川村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、令和元年11月5日施行による旧氏に関する記載及び令和元年12月14日施行による「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴う成年被後見人の記載の修正並びにその他文言の整理を行うための条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の22ページをお開き願います。

議案第5号 鮫川村交流施設設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、交流施設「ほっとはうす・さめがわ」の客室や浴室、体験館などの使用料を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の23ページをお開き願います。

議案第6号 特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化され、労働制が低く、助言、診断、調査等を行う職に限定されたことを踏まえて、本村の特別職非常勤職員を見直した中で、会計年度任用職員とすべき社会教育指導員を削除するための条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の24ページをお開き願います。

議案第7号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村奨学基金に寄附があったために、基金の額等所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の25ページをお開き願います。

議案第8号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、令和2年度税制改正による国民健康保険法施行令の一部が改正されたのに伴い条例の改正を行うもので、国民健康保険税の基礎賦課額に関わる賦課限度額を現行の61万円から63万円に引き上げ、低所得者に対して軽減する所得判定基準を引き上げるもので、5割軽減の基準を現行の28万円から28万5,000円、2割軽減の基準を現行の51万円から52万円

とするものであります。

次に、議案書の26ページをお開き願います。

議案第9号 鮫川村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、これまでの非常勤職員の身分により任用されてきた鮫川村交通教育専門員につきまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によって、新たな制度での身分の見直しが必要となり、一般職非常勤職員である会計年度任用職員へ移行するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の27ページをお開き願います。

議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

労務職の給与につきましては、平成18年4月1日から行政職給与表を適用しており、今後も労務職の採用予定は定員管理上見込みがないために廃止するものであります。

以上で議案第1号から議案第10号までの10議案につきましても提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第11号～議案第20号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第19、議案第11号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）から日程第28、議案第20号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの10議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第11号から議案第20号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の28ページから32ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページから6ページをお開き願います。

補正前の予算額39億45万6,000円に対して、今回2,481万2,000円を増額して、補正後の予算総額を39億2,526万8,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書7ページをお開き願います。

主なものをご説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、1節現年課税分の649万円の増額は、個人村民税所得割の増加によるものであります。

同じく、2項1目固定資産税、1節現年課税分の650万7,000円の増額は、土地、家屋、償却資産それぞれに対する課税額の増加によるものであります。

8ページをお開き願います。

9款地方交付税です。普通交付税が5,000万円の増額であります。これは、地方交付税の交付額決定によるものであります。

11款分担金及び負担金、1項分担金、3目1節農業費分担金190万2,000円の減額は、農地等小災害復旧事業受益者分担金の徴収見込みによる減額であります。

9ページです。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者保護費負担金417万8,000円は、障害者自立支援給付費の増額などによるものであります。

同じく、3節児童手当負担金115万3,000円の減額は、児童手当国庫負担金の減額であります。

10ページをお開き願います。

同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金495万6,000円の減額は、プレミアム付商品券事業の事業費の確定に伴う減額補正によるものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節障害者保護費負担金208万9,000円は、障害者自立支援給付金の増額などによるものであります。

同じく2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金187万4,000円の減額は、携帯電話エリア整備事業の事業費の確定に伴う減額であります。

11ページです。

同じく3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金130万4,000円の減額は、浄化槽設置整備事業費119万2,000円の減額などによるものであります。

同じく3項委託金、1目総務費委託金、5節選挙費委託金231万円の減額は、福島県議会

議員選挙執行経費の減額などによるものであります。

12ページです。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,770万円の増額補正は、農地等小規模災害復旧支援事業費などによる繰入金であります。

同じく10目1節公有施設整備基金繰入金975万円の減額は、宿泊施設取得整備事業費600万円の減額や防災行政無線修繕事業費300万円の減額などによるものであります。

13ページです。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入391万4,000円の減額は、米の全袋検査推進事業費受託料の減額補正であります。

19款諸収入、5項1目1節雑入1,360万4,000円の減額は、プレミアム付商品券売捌料1,430万円の減額などによるものであります。

14ページをお開き願います。

議案書の32ページ、第3表地方債補正も併せてごらんいただきたいと思えます。

20款1項村債です。1目辺地対策事業債70万円の減額は、鉾木田東地区携帯電話等エリア整備事業の事業費確定によるものであります。

2目1節過疎対策事業債230万円の減額は、公共交通維持対策事業費、道路沿線日陰林伐採事業費のほか2事業において、事業費確定による減額であります。

同じく5目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債860万円の減額は、令和元年度の台風19号による災害に対する国の補助対象事業費の減額によるものであります。

同じく2節農林水産業施設災害復旧事業債300万円の増額は、現年度補助災害復旧事業費の増額による補正増であります。

同じく3節小災害復旧事業債840万円の減額は、起債条件が整わなかったための減額であります。

続きまして、歳出の補正予算であります。

事項別明細書15ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節報償費69万円は、来年度から会計年度任用職員制度が導入されるのに伴い従来の嘱託員制度がなくなることに当たり、今まで嘱託員として雇用されてきた方に1年につき3万円の退職報償金として支給するものであります。

16ページをお開き願います。

同じく 5 目財産管理費、25節積立金5,043万8,000円は、基金積立金の予算を組み替えて、教育施設整備基金の積立金を4,998万円減額、公有施設整備基金の積立金を3,020万1,000円減額して、財政調整基金の積立金を 1 億3,022万3,000円増額、ふるさとづくり基金34万4,000円はふるさとづくり給付金を同基金に積み立てるものであります。

17ページです。

同じく 6 目企画費、15節工事請負費256万8,000円の減額は、今年度、楯木田地内に整備している携帯電話基地局の移動通信用鉄塔施設建設工事費の請け差による減額であります。

18ページをお開き願います。

同じく 4 項選挙費、6 目福島県議会議員選挙費、1 節報酬71万4,000円の減額から、19ページです、13節委託料 1 万1,000円まで合わせて269万4,000円の減額は、昨年11月の福島県議会議員選挙において、選挙にならず無投票だったことによる減額であります。

20ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、13節委託料65万4,000円の減額、同じく20節扶助費1,777万5,000円の減額は、プレミアム付商品券事業の実績による減額補正であります。

同じく28節繰出金94万5,000円の減額は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金を減額するものであります。

21ページであります。

同じく 5 目障害者福祉費、20節扶助費172万4,000円の増額は、施設入居者及び利用者が増加によるものであります。

同じく 2 項児童福祉費、2 目児童措置費、20節扶助費169万5,000円の減額は、児童手当支給見込みにより減額するものであります。

22ページをお開き願います。

同じく 6 目子育て支援事業費、13節委託料30万円の減額、同じく15節工事請負費227万1,000円の減額は、子育て世代包括支援センター施設に関わる相談支援室改修工事の設計業務及び工事請負費の実績によるものであります。

23ページです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、20節扶助費43万2,000円の増額は、社保の児童等医療費及び妊産婦医療費の支出見込みによる増額であります。

同じく 2 目予防費、13節委託料453万4,000円の減額は、定期予防接種業務327万円、任意

予防接種業務44万4,000円、緊急風しん抗体検査業務82万円等について、それぞれ減額するものであります。

24ページをお開き願います。

同じく4目環境衛生費、28節繰出金283万8,000円の減額は、簡易水道事業特別会計への事業費確定見込みによる繰出金の減額であります。

同じく診療所費、28節繰出金644万1,000円の減額は、国民健康保険特別会計直診勘定への繰出金を減額するものであります。

25ページです。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、13節委託料200万円の増額は、直売所・堆肥センター等施設指定管理業務委託料を増額するものであります。

同じく3目農業振興費、8節報償費678万6,000円の減額は、昨年の天候不順による大豆の生産が大きく落ち込んだことに伴い、大豆生産奨励事業報償が660万円減額したことなどによるものでございます。

26ページをお開き願います。

同じく19節負担金、補助及び交付金3,735万4,000円の増額は、イノシシ捕獲管理事業に100万円増額、農地等小規模災害復旧支援事業に3,600万円を増額するものであります。

同じく6目農地費、19節負担金、補助及び交付金140万円の減額は、水田作付条件整備事業補助金の実績見込みによる減額であります。

28ページをお開き願います。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金290万8,000円の減額のうち、買い物弱者支援事業費200万円の減額は、当初800万円を見込んでおりましたが、アサヒグループの補助金が該当して200万円が収入となったために、村補助金を200万円減額するものであります。

同じく3目観光費、17節公有財産購入費580万円の減額は、旧つるや旅館に関わる宿泊施設用土地及び家屋購入費の実績による減額であります。

29ページであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、13節委託料100万円の減額及び22節補償、補填及び賠償金100万円の減額は、今年度日陰林対策事業を実施するところがなかったことによる減額であります。

同じく3項住宅費、2目定住対策費、19節負担金、補助及び交付金270万円の減額は、今

年度建築している3件のうち、1件の住宅の完成が来年度になるために、その1件分について住宅分譲地販売促進事業補助金を減額するものであります。なお、この1件分については、来年度予算において措置をいたします。

30ページをお開き願います。

9款1項消防費、4目災害対策費、19節負担金、補助及び交付金1,418万3,000円の減額は、住宅背後地等災害対策支援事業補助金の実績見込みによる減額であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、31ページであります。28節繰出金3万円は、教育費給付金を奨学基金に積み立てるものであります。

33ページをお開き願います。

同じく5項社会教育費、1目社会教育総務費、23節償還金、利子及び割引料67万9,000円は、平成30年度子ども・子育て支援交付金の額の確定による償還金であります。

34ページをお開き願います。

同じく6項保健体育費、3目学校給食費、28節繰出金239万4,000円の減額は、実績見込みによる学校給食センター特別会計への繰出金を減額するものであります。

35ページであります。

11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、15節工事請負費1,260万円の減額は、起債申請要件に満たないために、農地等小規模災害復旧支援事業で実施に伴う減額であります。

同じく3項1目その他の公共施設・公用施設災害復旧費、15節工事請負費236万5,000円は、台風19号で被災した江竜田の滝の遊歩道等災害復旧工事費であります。

13款1項1目予備費は、6,545万1,000円増額いたします。

議案書の31ページをお開き願います。

第2表繰越明許費についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費の財産台帳整備事業404万4,000円から11款災害復旧費、3項その他の公共施設・公用施設災害復旧費の江竜田の滝遊歩道災害復旧事業費236万5,000円までの14事業に、合わせて6億695万6,000円について繰り出すこととしております。

主な理由としては、各事業とも進捗状況により翌年度に事業を繰り出して実施する必要性が生じたためであります。

続いて、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第12号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）に

ついてご説明を申し上げます。

議案書の33ページ、事項別明細書の39ページをお開き願います。

補正前の補正額4億3,643万円に対して、今回732万3,000円を増額し、補正後の予算額を4億4,375万3,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の40ページをお開き願います。

2款国庫支出金、1項国庫補助金の55万円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額によるものであります。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金771万8,000円の増額は、特別調整交付金の771万8,000円の増額によるものであります。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金94万5,000円の減額は、事務費繰入金を減額するものであります。

歳出であります。

41ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料11万円の減額は、医療保険資格システム改修業務委託料の確定に伴う減額であります。

同じく2項徴税費、1目賦課徴収費、13節委託料の5万4,000円の減額は、賦課システム改修業務委託料の確定に伴う減額であります。

8款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金、28節繰出金748万7,000円の増額は、県のへき地診療所運営費に関わる特別調整交付金が確定したことによる繰出金の増額であります。

次に、議案第13号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書の35ページ、事項別明細書の42ページをお開き願います。

補正前の予算額7,727万9,000円に対して、今回706万8,000円を減額し、補正後の予算総額を7,021万1,000円とするものであります。

歳入であります。

43ページをお開き願います。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入から5目一部負担金収入までの合計において942万円の減額は、収入が減少となる見込みによるものであります。

同じく 2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入、1 節現年度分132万2,000円の増額は、予防接種委託料の増額によるものであります。

44ページであります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金644万1,000円の減額は、運営費繰入金を減額するものであります。

同じく 2 項 1 目 1 節事業勘定繰入金748万7,000円は、へき地診療所運営費に関わる特別調整交付金分を増額補正するものであります。

45ページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、11節需用費23万6,000円の増額は、エアコンの修繕料の増額によるものであります。

2 款 1 項医薬費、3 目医薬品衛生材料費、11節需用費400万円の減額は、医薬材料費を減額するものであります。

3 款 1 項 1 目予備費150万円の減額は、歳入予算の減額に対して、不足分に予備費を充てるものであります。

次に、議案第14号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

議案書の37ページ、事項別明細書50ページをお開き願います。

補正前の総額 1 億4,093万9,000円に対して、今回51万4,000円を減額して、補正後の予算額を 1 億4,042万5,000円とするものであります。

歳入であります。

51ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目 1 節給水装置新設負担金32万5,000円の減額は、水道の新規加入負担金が見込みより少なかったことによる減額であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金は、283万8,000円を減額補正します。

歳出です。

52ページをお開きください。

2 款施設費、1 項 1 目施設管理費、12節役務費12万2,000円の減額は、水質検査手数料の減額であります。

同じく 2 項 1 目施設整備費、15 節工事請負費64万4,000円の減額は、今年度、欠下石ノ花地内で実施している生活基盤近代化工事の金額の確定に伴う減額であります。

議案書の39ページをお開き願います。

第2表繰越明許費についてご説明を申し上げます。

2 款施設費、1 項施設管理費の配水管布設替事業385万円について繰り越すこととしております。

次に、議案第15号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の40ページ、事項別明細書の53ページをお開き願います。

補正前の予算額1,229万3,000円に対して、今回20万5,000円を増額して、補正後の予算額を1,249万8,000円とするものであります。

事項別明細書の54ページをお開き願います。

歳入において、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務費使用料、1 節村営バス使用料20万4,000円を増額補正いたします。

歳出です。

1 款総務費、1 項村営バス事業費、2 目財産管理費、25 節積立金50万1,000円を増額は、村営バス財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第16号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の42ページ、事項別明細書の55ページをお開き願います。

補正前の予算額3,626万円に対して、今回19万7,000円を増額して、補正後の予算総額を3,645万7,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書56ページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、1 節集落排水使用料は、10月に行った料金改正の影響により24万7,000円を増額補正となります。

歳出です。

歳出は、3 款 1 項 1 目予備費に19万7,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第17号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の44ページ、事項別明細書の57ページをお開き願います。

補正前の予算額 5億664万9,000円に対して、今回666万7,000円を減額して、補正後の予算総額を4億9,998万2,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の58ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料178万6,000円及び同じく2節現年度分普通徴収保険料92万8,000円は、いずれも実績見込みによる増額であります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分で351万4,000円を減額いたします。

3款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分で543万7,000円を減額し、同じく2目地域支援事業交付金、1節現年度分で33万1,000円を増額いたします。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分で127万6,000円を減額いたします。

59ページであります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金を302万円増額して、同じく3節地域支援事業繰入金を302万円減額いたします。

同じく4節事務費繰入金67万3,000円を減額いたします。

60ページをお開き願います。

歳出においては、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で1,203万円を減額して、同じく2目特例居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で85万6,000円を増額、同じく3目地域密着型介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で858万9,000円を増額するものであります。

61ページであります。

同じく8目居宅介護サービス計画給付費、19節負担金、補助及び交付金で27万4,000円を増額するものであります。

同じく2項介護予防サービス等諸費、1目介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金70万円を減額して、3目地域密着型介護予防サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金で200万円を減額いたします。

62ページをお開き願います。

4款地域支援事業費、2項1目介護予防・生活支援サービス事業費、19節負担金、補助及び交付金を143万3,000円減額いたします。

次に、議案第18号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の46ページ、事項別明細書64ページをお開き願います。

補正前の予算額1,687万5,000円に対して、今回7万4,000円を増額して、補正後の予算総額を1,694万9,000円とするものであります。

65ページをお開き願います。

歳入です。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節交流施設使用料で2万1,000円を増額して、4款諸収入、2項1目1節雑入で5万3,000円を増額補正いたします。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費において、11節需用費を21万円増額いたします。

2款1項1目予備費を13万6,000円減額補正するものであります。

次に、議案第19号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の48ページ、事項別明細書の68ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億237万5,000円に対して、今回335万3,000円を減額して、補正後の予算総額を9,902万2,000円とするものであります。

歳入です。

69ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金、1節運営費負担金13万円を減額して、同じく2節給食費負担金を49万7,000円減額するものであります。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金において、運営費を197万5,000円、給食費補てん金を41万9,000円それぞれ減額するものであります。

歳出です。

70ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、3節職員手当等から27節公課費まで、合わせて210万7,000円を減額補正いたします。

2款1項1目給食費、11節需用費において、消耗品費を124万6,000円減額いたします。

次に、議案第20号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

議案書の50ページ、事項別明細書73ページをお開き願います。

補正前の予算額3,711万7,000円に対して、今回8,000円を増額し、補正後の予算総額を3,712万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の74ページをお開き願います。

4款諸収入、3項1目1節雑入において、平成30年度後期高齢者医療広域連合負担金返還金8,000円を増額補正いたします。

歳出においては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の財源内訳を変更して、4款1項1目予備費を8,000円増額するものであります。

以上で、議案第11号から議案第20号までの10議案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎議案第21号～議案第30号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第29、議案第21号 令和2年度鮫川村一般会計予算から日程第38、議案第30号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第21号から議案第30号までの10議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度予算編成方針につきましては、冒頭の挨拶で申し上げたとおりでございます。一般会計、特別会計予算書をご覧ください。

1ページをお開き願います。

議案第21号 令和2年度鮫川村一般会計予算であります。予算総額は31億9,900万円であります。

次に、8ページをお開き願います。

前年度予算と比較しますと31億9,000万円、率にして11.1%の増額予算となっております。歳入予算における村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は8億8,900万円余りで、予算総額の27.8%であります。また、国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は23億円余りで、72.2%となっております。

1つ前の7ページに戻りますが、第2表地方債につきまして記載しております。予算書の26ページの20款村債と併せてご覧をいただきたいと思っております。

辺地対策事業債は3,280万円であります。これは村道戸草・関口線舗装補修事業のほか2路線の整備のほか、西野団地防火用水槽設備事業、小型動力ポンプ普通搭載車整備事業に充てることとしております。

過疎対策事業費は4,600万円で、林道前田線整備事業、村道青少年広場線舗装補修事業に合わせて1,200万円、過疎地域自立促進特定事業に3,390万円を充てることとしております。

災害復旧事業費は、過年度公共土木施設災害復旧事業に2,720万円を充てることとしております。

臨時財政対策費は4,570万円であります。

起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、起債日から30年以内の期間において資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし、村財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還若しくは、低利に借換えすることが出来るものとしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税が9,801万2,000円、2目法人村民税が986万6,000円であります。村民税合計が1億787万8,000円で、457万5,000円、約4.1%の減となっております。

同じく2項1目固定資産税は1億2,528万3,000円あります。

同じく3項1目軽自動車税は1,362万4,000円。

同じく4項1目村たばこ税が357万6,000円を見込んでおります。

11ページです。

2款地方譲与税、4項1目1節森林環境譲与税は600万円を見込んでおります。

13ページであります。

9 款地方交付税は14億6,449万9,000円で、前年度と比較しますと2,073万円、率にして1.4%の減額で見込んでおります。要因は、震災復興特別交付税が減額の見込みとなっていることを考慮したものであります。

15ページであります。

13款国庫支出金の主なものであります。1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節障害者保護費負担金が5,277万9,000円となっております。

16ページであります。

同じく 3 節児童手当負担金は2,684万9,000円になっております。

同じく 3 目災害復旧費国庫負担金は、1 節公共土木施設災害復旧事業負担金が7,070万円となっております。

17ページであります。

同じく 2 項国庫補助金では、4 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金で4,198万9,000円は、村道橋りょう等の災害・安全対策に関する補助金であります。

その下の欄の 2 節住宅費補助金1,257万4,000円は、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、老朽化建築物除去事業などに対する補助金であります。

18ページであります。

14款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、1 節障害者保護費負担金の2,376万9,000円は、障害者保護のための県負担金であります。

同じく 2 節保険基盤安定負担金の1,790万7,000円は、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業運営のための県負担金であります。

同じく 2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費補助金の市町村生活交通対策事業費500万円は、村営バスの運行及び廃止路線代替バスの事業費、埴・鮫川線に対する補助金であります。

地域創生総合支援事業費796万3,000円は、里山の景観と星空の魅力を引き出すために、里山景観整備と星空のPR等を実施するための県のサポート事業の補助金であります。

19ページです。

同じく 4 目農林水産事業費県補助金、1 節農業費補助金の総額は1億623万8,000円であり、このうち中山間地域等直接支払交付金が7,288万円、多面的機能支払交付金は1,415万5,000円となっております。

同じく 2 節林業費補助金は7,571万5,000円を計上しております。20ページであります。このうちふくしま森林再生事業費6,562万円は、森林除染の効果を高める間伐等促進事業費の補助金であります。

同じく県単林業改良事業費、東前田線整備事業費に400万円を見込んでおります。

同じく 3 項委託金、2 目 1 節土木費委託費880万円は、国・県道維持管理補修事業委託費であります。

22ページであります。

17款繰入金、2 項基金繰入金、1 目 1 節財産調整基金繰入金は、こどもセンター運営費に1 億円、環境整備事業費に4,000万円、簡易水道施設整備事業に3,000万円のほか、2 事業と公債費償還金合わせて、合計で2 億5,100万円を計上しております。

23ページであります。

同じく 4 目 1 節福祉基金繰入金2,000万円は、福祉対策事業費に福祉基金から繰り入れするものであります。

同じく 7 目 1 節公有施設整備基金繰入金 1 億1,020万円は、宿泊施設改修事業費に5,250万円、青少年広場改修事業に5,770万円を公有施設整備基金から繰り入れするものであります。

24ページであります。

19款諸収入、4 項受託事業収入、2 目農林水産業費受託事業収入、1 節農業費受託事業収入のうち1,169万6,000円は、米の全袋検査推進事業の受託料であります。

同じく 5 項 1 目 1 節雑入 1 億5,494万1,000円のうち、光ファイバー網貸付料1,187万8,000円は、光ファイバー I R U 契約による貸付料であります。

下の段の光ファイバーケーブル支障移転補償費2,900万円は、国道289号線改良工事に伴い、光ファイバーケーブル移転工事に対する補償費であります。

26ページであります。

スポーツ振興宝くじ助成金 1 億円は、青少年広場改修工事に対する補助金であります。

歳出であります。事業の主なるものにつきまして、お手元に配付しました議案要旨の中の令和 2 年度一般会計予算（案）主要事業調書をご覧くださいと思います。

次に、108ページをお開き願います。

議案第22号 令和 2 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算であります。

112ページです。

予算総額が 4 億2,350万円で、前年度比895万4,000円の減額であります。

113ページの中ほどをご覧ください。

国保世帯数が468世帯、被保険者数は799人で、前年度比63人の減となっております。1人当たりの保険税額は11万8,200円となっております。前年度比で0.1%の増となりますが、保険税の本算定においては、村の国民健康保険事業の運営に関わる協議会において審議され、6月定例議会において決定いただくこととなっております。

次に、128ページをお開き願います。

議案第23号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算であります。

130ページであります。

予算総額が7,140万5,000円で、前年度比719万7,000円の増額予算となっております。

131ページであります。

1款診療収入、1項外来収入の合計は4,081万2,000円を見込んでおります。対前年度比は240万円の減額を見込んでおります。

132ページであります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金は1,950万3,000円を計上しております。

歳出の主なものは、133ページです。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、医師に対する給料、手当を含む総額で4,813万2,000円となっております。

135ページです。

2款1項医業費の合計は2,274万8,000円となっております。

140ページをお開き願います。

議案第24号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算であります。

143ページです。

予算総額は1億2,810万6,000円で、前年度比98万1,000円の増額となっております。

1つ前の142ページに戻りますが、第2表地方債について記載しております。予算書の145ページの7款村債と併せてご覧ください。

簡易水道事業費は1,140万円であります。これは寅卯平地区簡易水道事業費に充てることとしております。

同じく2目1節辺地対策事業費が920万円であります。これも同じく寅卯平地区の簡易水道事業費に充てることとしております。

起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、起債日から30年以内の期間において資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし、村財政の都合によって償還期限を短縮して、または繰上償還若しくは、低利により借換えすることができるものとしております。

歳出の主なものは、147ページをご覧ください。

2款施設費、1項1目施設管理費、14節工事請負費の道路修繕工事費757万8,000円は、大塩配水池施設管理道路の修繕費であります。

同じく2項1目施設整備費、14節工事請負費の5,100万円は、生活基盤近代化事業補助金を活用して、水道未普及地解消事業で、寅卯平・草牛地区までの配水管布設事業の令和2年度分の事業費であります。

次に、153ページをお開き願います。

議案第25号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計予算であります。

155ページをお開きください。

予算総額が900万円で、前年度比155万円の減額予算となっております。

156ページです。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、1節村営バス使用料の村営バス運行収入は、449万6,000円を見込んでおります。

歳出の主なものは、157ページです。

1款総務費、1項1目村営バス事業費は634万1,000円を見込んでおります。

次に、161ページをお開き願います。

議案第26号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計予算であります。

163ページをお開き願います。

予算総額が3,222万3,000円で、前年度比261万円の減額となっております。

166ページをお開き願います。

歳出の1款施設費、1項1目施設管理費は939万5,000円を計上しております。

次に、168ページをお開き願います。

議案第27号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

171ページであります。

予算総額が4億8,683万3,000円で、前年度比498万9,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、172ページ、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者

保険料は、7,681万9,000円であります。平成30年度から令和2年度までの保険料は、標準額で月額540万円になっています。

歳出の主なものですが、177ページから179ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目から9目までの合計は3億8,725万円となっております。

次に、188ページをお開き願います。

議案第28号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計予算であります。

190ページであります。

予算総額は1,760万円であります。前年度比363万円の増額予算となっております。

次に、195ページをお開き願います。

議案第29号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計予算であります。

197ページをお開き願います。

予算総額が1億34万円となって、前年度比7万6,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものでありますが、198ページです。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金は6,260万7,000円で、前年度比148万5,000円の増となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金の運営費、給食費補てん金は、合わせて2,907万1,000円で、前年度比389万9,000円の増額となっております。

4款諸収入、1項納付金、1目1節給食費納付金845万円は、前年度比531万2,000円の減となっております。

次に、206ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算であります。

208ページをお開き願います。

予算総額が3,964万5,000円で、前年度比185万2,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、209ページであります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は2,850万6,000円。

2款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は1,113万4,000円になっております。

歳出の主なものは、211ページであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金は、3,888万5,000円となっております。

以上で、議案第21号から議案第30号までの10議案につきまして、説明を終わらせていただきます。

原案にご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第39、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（さめがわライフサポート）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の52ページをお開き願います。

本案は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの鮫川村農村体験交流施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去3年間の実績に基づきまして、さめがわライフサポートを指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第31号の1議案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

◎議案第32号～議案第40号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第40、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）から日程第48、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第32号から議案第40号までの9議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の53、54ページをご覧ください。

西野辺地の総合整備計画を策定するに当たって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする西野辺地における公共的施設計画の策定を行うものであります。

次に、議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の55、56ページをお開き願います。

西山辺地の総合整備計画を策定するに当たって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5か年間を計画期間とする西山辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の57、58ページをご覧願います。

石井草辺地の総合整備計画を策定するに当たって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものであります。石井草辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の59、60ページをご覧願います。

遠ヶ竜辺地の総合整備計画を策定するに当たって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする遠ヶ竜辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

げます。

議案書の61、62ページをご覧ください。

戸草辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする戸草辺地に係る公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の63、64ページをお開き願います。

中沢辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする中沢辺地に係る公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の65、66ページをご覧ください。

鉾木田辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする鉾木田辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の67、68ページをご覧ください。

渡瀬辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする渡瀬辺地におけ

る公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

次に、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の69、70ページをご覧ください。

青生野辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものであります。青生野辺地における公共的施設の整備計画の策定を行うものであります。

以上で、議案第32号から議案第40号までの9議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

11日から13日までは常任委員会で議案調査をお願いいたします。

16日は、午前10時から本会議を開きます。なお、14日、15日は休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時39分）

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年3月16日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例の撤回について
撤回理由の説明・採決
- 日程第 2 議案第 1号 鮫川村簡易水道事業基金条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第 2号 鮫川村集落排水事業基金条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 4号 鮫川村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第 5号 鮫川村交流施設設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第 7号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第 8号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第 9号 鮫川村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
を廃止する条例
質疑・討論・採決

- 日程第12 議案第11号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第12号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第13号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第14号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第15号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第16号 令和元年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第17号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第18号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第19号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第20号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第21号 令和2年度鮫川村一般会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第22号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第24 議案第23号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第25 議案第24号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
質疑・討論・採決

- 日程第26 議案第25号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第27 議案第26号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第28 議案第27号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第29 議案第28号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第30 議案第29号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第31 議案第30号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第32 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（さめがわライフサポート）
質疑・討論・採決
- 日程第33 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第34 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西山辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第35 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井草辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第36 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ竜辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第37 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第38 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（中沢辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第39 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（鋤木田辺地）

質疑・討論・採決

日程第40 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬辺地）

質疑・討論・採決

日程第41 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）

質疑・討論・採決

日程第42 請願について

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第42まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・採決

追加日程第3 同意第2号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・採決

追加日程第4 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明・採決

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	教育長職務代理者	阿久津光市君
総務課長	楠木重正君	住民福祉課長	斉藤利己君
農林商工課長	星徹君	地域整備委員長	鈴木守弘君
教育課長	渡邊敬君	監査委員	森洋君
会計兼 管理 出納室長	鈴木節子君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第3号の撤回理由の説明、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例の撤回についてを議題といたします。

本案について、撤回理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例の撤回についてご説明を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案第3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例につきまして、議員の皆様には長時間にわたって、慎重に審議していただきまして、誠にありがとうございます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、区長等の身分の見直しが必要になったため、区長の皆さんとともに協議をしながら検討を重ねた結果、区長業務の軽減を図ることも考慮して、令和2年4月から新しい区長制度に切り替えるために提案したところでございます。しかし、議案調査の中で議員の皆様にご指摘いただきましたとおり、今回の条例改正による影響が想定を超えて広く多方面に及ぶおそれがあることが明らかになり、さらに、時間をかけて内容を精査し、様々な視点から検討する必要があると判断したため、この議案第3号につきましては、議案の撤回をお願いしたいと思っております。

大変申し訳ございませんが、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例の撤回についてを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例の撤回についてを許可することに決定いたしました。

よって、日程第4、議案第3号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例を削除願います。

◎議案第1号～議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第2、議案第1号 鮫川村簡易水道事業基金条例から日程第11、議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 議案第8号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。平成27年、これは私が一番先に議員になった年ですが、保険税の最高税額は51万円でありました。令和2年には、63万円になります。5年間で、12万円の増額になります。また、1人当たりの納税額は、平成27年が10万6,691円でありました。令和2年には、1人当たり11万8,200円に増税になります。この急激な増税が、納税者が負担に耐えられる金額と村長はお考えかどうかお尋ねをいたします。まずこれが1点であります。

もう一点お伺いします。増税額を少しでも緩和するために、一般会計から繰入れをし、納税者の負担を少しでも少なくするといった措置は取り得なかったかどうか、この2点をお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） ただいま議案第8号の国民健康保険税の増税に関する質疑でございます。本村の国民健康保険税は、ご承知のとおり年々上がってきております。また、この試算につきましては、できるだけ村民の方々には、負担軽減を講ずるところでございますが、収

支のバランス、それから国民健康保険税の成り立ち、これを考慮して今回の増税ということの運びに至ったわけであります。

今後また、人口減少それから高齢化社会、さらには高齢介護、介護保険、様々な高齢者の対策の中で、この国民健康保険税の高騰というのは非常に心苦しい痛い状況であります、今回、これで上程をさせていただきますが、今後またできるだけ村民の方々の軽減を図るべき策がないものかということは、今後また模索をしていきたいと思っております。現在に至るまでの議員ご指摘の増税率、額、それとその試算の仕方につきましては、担当課のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（楠木重正君） 総務課長でございますが、関根議員ご指摘の、一般会計から繰入れをして、負担の軽減を図る方法というお話でありますけれども、基本的に、国保税の算定上、一般会計から繰入れしてその財源不足を補うということが、基本的にその規則的にやってはいけないことになっておりまして、基本的にそれはできないと。ただ、国保の基金がございます。そちらの基金のほうから、繰入れをして毎年ですね、6月の本算定の際には、基金の資金を投入してできるだけ納税額を抑えるというような試算といたしますか、そちらのほうは取組はしておりますけれども、基金もそれほど潤沢にあるわけではございませんので、限度額があります。そのできる範囲でのできることは、その限度はありますけれども、その範囲内で精いっぱい、なるべく負担にならないような取組で納税額を抑えようということはやっています。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村簡易水道事業基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 鮫川村集落排水事業基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 鮫川村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 鮫川村交流施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第12、議案第11号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）から日程第21、議案第20号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和元年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第22、議案第21号 令和2年度鮫川村一般会計予算から、日程第31、議案第30号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題と

いたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 令和2年度の予算、議案の第21号一般会計から議案第30号の後期高齢者医療特別会計までの10議案全般に関わるとご質問をいたします。

昨年の12月定例会議の私の一般質問で、村長から施政方針と予算編成を答弁いただきました。この中で、第4次鮫川村振興計画の取組の強化、指数達成目指す、限られた財源を効果的効率的に活用する重要さを、さらに、厳しい財政状況の中で、持続可能な事業計画案とか予算要求を指示したと答弁されております。

その結果、今般の令和2年度の事業予算は、課題が山積みの中での財政調査や基金の大型取崩しもございましたけれども、創意工夫がなされ随所に努力が見受けられた予算となっております。しかし、鮫川村のあらゆる行政活動の基本であり、村の計画の中で最も上位に位置する第4次鮫川村振興計画についてであります。これらの点検、見直しを含めて、事前に議会全員協議会の主要事業の説明、今議会での議案提案説明予算でもそれらについては、多く語られておりません。見受けられません。

ご存じのとおり、第4次鮫川村振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されております。期間も、平成27年度から令和6年度までの10年間、基本計画は、前期が27年度から令和元年度までの5年間、後期が令和2年度から令和6年度までの5年間、実施計画は向こう3年間は毎年見直しするとされています。第4次鮫川村振興計画は、令和2年度が前期計画と後期計画の中間点であります。しかも、前期の計画、実行、評価、改善の4段階を確実に実施しなければならない重要な年であります。令和2年度の事業は、予算の中で、第4次鮫川村振興計画の取り組みをどのようにされるのか、前期計画の評価とか改善、さらには後期計画の計画、実行、この4段階の実施策定時期、さらには2年度の予算編成、どのように組み立てを行ったのか、これらについてお伺いします。さらには、実施計画を向こう3年間で毎年度見直しするとされています。これらをどのように実行される考えなのか、ちょっとお尋ねいたします。ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 第4次振興計画も、ちょうど半ばを過ぎまして、その前半の検証、そ

してまた評価、さらには後半にかけての見直しをかけなくてはならない新年度は、大切な時期となっております。

議員ご指摘のとおり、10か年の計画の中で、世の中の動きは、1年ずつこうどんと変わっていています。それとまた、今回のような突発性のある震災、それから今回のコロナウイルス等々はじめ、予知できないそのような災害も降りかかってくるわけであります。

事業執行する上では、限られた予算をどのように配分するかというところで、今回も新年度の予算を皆様にご提示をさせていただきましたが、まず私は、振興計画の後半、どのように組み立てていくのかということに関しては、基本理念として、皆さんときちんとお話を共有すると、で、シフトを変えるところは変えていくと、やっぱりあの基本理念は、変えないにしてもですね、その手法は変えていかないとその時代の背景に合っていないと考えております。

地方創生の13プロジェクト、これも皆様のお手元には、3年前にご提示をさせていただいておりますけれども、これはやはり見直さなくてはならないところも多々ありますし、これはもう強力的に継続すべきということもありますから、地方創生の、この国のやる気のある自治体には、きちんと支援策をするというその国の施策に準じて、我が村としてもどこが一番大事なのか、また何が優先順をつけるべきなのかということを見直しをしながら、今回新たに今後追加議案として、特別職の人事案件も出させていただいておりますが、新しい体制の中で、前半の検証、それから評価、さらには今後の方向づけを皆さんと一緒に、私は、やっぱり村民の皆様とも細かくやっぱり話をし、全てお聞きしたものは全て実行できるわけにはなりませんけれども、子供たちも含めて、様々な村づくりの鍵が隠されておりますから、それを一からほんと拾い上げて皆さんと対話をしながら、進めて後半の振興計画の仕上げとさせていただきたいと思っております。

しかしながら、後半あと4年弱の中で、今度新たな第5次振興計画も、その反省と評価を得て第5次振興計画の10年間を今後立てなくてはならない大事な後半でありますから、まず、コンサルタントの皆様にご概略だけ説明をお願いして作るものでなくて、分かりやすく、そして皆さんと話をしながら、村づくりは将来10年後はこうあるべきだという着地点を見いだして、そこからバックキャスト、ここまで村が到達したいと。そこに到達するためには、今、何をすべきかということを見直ししてやんなきゃならない時期に今来ていると思っております。去年、おとしですとか、議会の皆様から評価いただきました村のA、B、C、Dで、とにかくこの項目はどこまで到達しているかという評価も、皆さんが調べて評価していただきましたから、

それもぜひやっていただいて、我々の評価と村民の皆様の評価と、あと議会の大事な皆様の評価がどこまで到達してんだと、そしてまた、どこを修正すべきかというのは、議会で、度重なる議会で、どうかご提案をしていただきたいと思います。議論をすることによって、いい村をつくるのは、ここのビジョン、仕事ですから、ぜひ北條議員のような、今のようなきちんと緊張感のある厳しいご意見を皆様をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 鮫川村の振興計画は、10年間、長期間にわたる計画であります。前期計画のものは、令和2年で終わるんですね、で、令和3年度から後期計画としてやらなきゃならないっていう部分では、私も村長も思っているところは同じなんです。だから、今度の予算編成上、村長は、お金をかけないコンサルをかけないで組み立てるかどうだか分かりませんが、その時期に、予算かけないで本当にできる計画をつくるのか、それと時期です。先ほどは副村長をこの議会で選出する、教育長を選出するっていうのはありますけれども、新しい体制になっていくことも大切だと思うんですが、やはりこの予算全体を見て、こういう村の中心となる最上位の計画をきちんと、当初から計画する時期を計画するということを、やはり組み入れていないと、途中で補正、予算上でいったら補正したりっていうのは、やはり違うんじゃないかなと私思うんです。大事なものを、途中で補正でやる話では、必要なものは必要でしょうけれど、やはり、きちんと当初から組み入れて、事業計画をする、予算編成する、人が代わろうともやはり、そこにきちんとした業務をやらせる、そういうことって大事だと思うんですが、今回は全ての予算の中に入っていないかもしれませんが、時期をいつ頃までやるのか、その辺が明確にされていないと私は思うんです。村長も新しくなりましたし、村民の話聞く対話の日を設けてやっています。全く、前の村政の経営と全く違うやり方をしていきますし、いろんな情報もやっています。それから、各種アンケートもやっています。こういうのも大事なんです、やはり、いつまでの時期を計画して、予算をつくってやっていくかっていうのが見えてこない、そこが残念なんです。そこをもう一度、ご答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私は、思いつきとか、こうなるであろうというその見切り発車的なもので、政策は組み立てるべきではないと思っております。

就任後、半年でありますけれども、今、議員ご指摘のとおり、大事なことは、ちょっとじ

つくり時間をかけてでも、お金がどのぐらいかかるのかということも、新年度予算は計上しておりませんが、新年度4月1日から始まりますが、そこで、先ほども言うように、新年度の中で前半の検証、これをきちんとして、実は、職員間の中にも、横断的なプロジェクトチームをテーマ別につくりたいと思っているんですよ。その中で、まずは、職員間の中で、今までの計画したものがどこまで来ているのかという評価、そしてまた今後、後半に向けて何をなすべきかというのは、新年度の中で時間をかけながらも組み立てて、どこまで来ているか、あと、修正をかけなくてはならないものは、何なのかということ、ある一定の骨格を、お金をかける必要はありませんから、これは。業務の中でまずは、やらなくてはなりません。その中で、新年度の次の年、令和3年度にかけて、本当に大きくつくり上げなくてはならない。

また、第5次振興計画の準備も始まるわけですから、新年度は、そのような時間をかけてでも計画の反省、それからこれからの計画の修正、そしてまた、目指すべき方向性、これを決めていきたい。その限りでは、中間では、皆様には、度々ご相談申し上げるようになるかと思いますが、本当にこれが必要であるというときには補正も必要かと思いますが、当初予算の中に、現在の状態では、予算計上しておりません。

ですから、内部でできることは、内部でまずは組み立てて、あと村民の皆様、区長の皆様、様々な団体の方々の団体がございますから、その中のご意見をお聞きしながら、最大の目的は、やっぱり住民の村民福祉の向上ですから、ここを見失うことなく、反省、それから今後の計画を立てていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 時期のことを、必死に言っているわけですが、要するに、何が言いたいかというと、令和3年度の予算編成するときに、村の振興後期計画を組み立てた中で、きちんとした次年度の予算を組み立てなきゃならない部分で時期をもう職員が予算編成する前に、村の方針でなり計画を明らかにしておかないとできないわけですよ。だから、時期はもう、今年の令和2年度の10月か11月頃には、ある程度確定していて、各課でいろんな事業や予算を組み立てることを考えなきゃならない。だから、1年間待つわけにはいかない。行政の流れでは当然なの。そういうことでいけば、そんなにゆっくりやる話じゃないと私は思うんです。いろんな日常業務を抱えている中でやっていくわけですから、そこはきちんとして。それと、やはり、今まで、村の振興計画も全て今、村長は、金をかけないでやりたいと

言っているけれども、やはりかかるんだよね、分厚い冊子を作るわけですよ。これを全部自分で職員がやれているんだらばこれはすごいことだと思うし、新しい業務のやり方だなと思うんですけども、でもやはり、その大事な村の最上位の計画が、今、村長の答弁では聞こえてきたけれど、この予算編成、今度の議会の中では、大きく見えてこなかったんです。村長も答弁されていますよ。去年の私、12月から騒いでいるんです。予算とか当初予算のこと。それが見えてこない。

今、村長に答弁されたやつは、そういうことなのかなと、私は答弁でお聞きしますが、そこが見えてこない。一番大事なものが、なぜ見えてこないのかなって。この当初予算に、この当初事業に。言葉で聞くんだけど表れてこない。それを、私、聞きたかったんです。もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 何度も答弁はしておりますけれども、予算はやっぱり、予算を計上するだけの理由があって、予算は計上いたします。で、12月定例議会に、北條議員から質問されたことは、私も十二分に答弁をしていますけれども、その件に関しては、心に、肝に命じております。計画とか、それからまた、村の大事な将来性をどのようにするんだということは、やはり一定の時間をかけても練り直さなくてはならない、そのように考えておりますし、私は言い訳はする気はないんですよ。時間のいとまがなかったとは言いませんけれども、今回台風19号の対応、それから、この台風はこれ最近ですけれども、そういったもの、もろもろの臨時会、それから地域医療制度の問題もありましたけれども、まず将来的にやらなくてはならないのは分かります。しかしながら、今すぐ、結論を出さなくてはならない、一定の量の判断をしなくてはならない施策がありました。今、ご指摘のように、もうとっくに新年度以降、予算計上すべきだと指摘をされておりますけれども、これは、新年度以降、予算は計上しておりませんが、ご指摘のように、やっぱり振興計画は大事な村の方針ですから、これをやっぱりコンサルタントにかけて冊子を作るというのは、これはハード事業です。これは形のあるハード事業、あとソフトの部分、どうあるべきかというのは、これから、新年度の体制が決まって、よーいドンですぐに着手しますから、ただ、その中で、皆様の中で、中間報告等々、公開しながらやっていきたい。それとまた、昨年秋に開催しましたけれども、住民懇談会、これも様々なご意見がありました。それから、村民との対話の日でも、既に四、五十件のご意見もいただいておりますが、これは、すぐできること、また、すぐにやることでなくて、将来的に村の考えなくてはならないこと、様々なご意見が出されておしま

すので、そういったものも入れながら、協働で、皆さんと一緒にスクラムを組んで「All for one」という言葉がありますけれども、まず、問題点を皆さんで共有しなかったらば、ならないと思います。その中で、方向性が見えてきます。それを新年度以降、じっくりと、そしてまた、途中経過を皆さんにご相談しながら、考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和2年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第32、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（さめがわライフサポート）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（さめがわライフサポート）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号～議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第33、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）から、日程第41、議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西山辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井草辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ竜辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草辺地）

を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（中沢辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（鉾木田辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第42、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 請願審査結果報告をいたします。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月11日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化しています。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレを招き、地域経済のダメージとさらなる経済の縮小を引き起こします。そして消費増税による物価変動への影響も注視しなければなりません。よって福島県の一層の発展を図るため、労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額、中小・地場企業に対する支援策などを強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備することが重要なことと判断し、採択することに決定しました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたします。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時52分)

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時53分)

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、9番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま村長から、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議案が提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第4として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2から追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

今回、副村長に任命したく、同意を求める方は、福島市東浜町12番15号にお住まいの渡邊直樹氏であります。渡邊氏は、田村市滝根町のご出身であります。大学を卒業後、平成11年に福島県庁に入庁されました。以来、地方自治の進展にご活躍されていらっしゃる才能豊か

な44歳のお方であります。必ずや本村の発展、振興のためにご尽力いただけるものと確信しております。

皆様のご同意をいただき任命させていただきたいと思っておりますので、ご理解の上、ご同意をお願い申し上げます、説明に代えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第3、同意第2号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第2号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

今回、教育委員会教育長に任命したく同意を求める方は、白河市鬼越105番地41にお住まいの武藤誠氏であります。武藤氏は、昭和34年11月19日生まれの60歳の方であります。埜町のご出身で、大学を卒業後、昭和57年4月から教壇に立っておられまして、このうち平成20年4月から2年間、青生野小学校の校長先生として本村の子供たちの教育にご尽力をいただきました。先生は、温厚、誠実なお人柄で子供たちを見守る優しいまなざしには、いつも愛があふれている方であります。現在、現役の小学校の校長先生としてご活躍中ではありますが、退職後は、ぜひ、本村の教育に携わっていただきたくここにご推薦を申し上げます。

皆様方のご同意をいただき、任命させていただきたいと思いますので、ご理解の上、ご同意をお願い申し上げ、説明に代えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第2号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聴いて推薦をし、法務大臣が委嘱することになっております。

今回、令和2年7月1日から3年間の任期で、人権擁護委員に推薦する方は、住所が鮫川村大字渡瀬字関口36番地の下重三男氏であります。生年月日は昭和34年3月28日です。現在、60歳であります。下重氏は、昭和62年から33年間、鮫川村社会福祉協議会に勤務し、この間、社会福祉協議会事務次長及び事務局長を歴任し、社会福祉、住民福祉の向上のために、職責を全うしてまいりました。下重氏は、この3月末日をもって、退職されます。人格、見識高く、広く社会事情に精通して、人権尊重を十分認識されている方であります。これまでの豊

富な経験を生かして、人権擁護委員としてお勤めいただきたく、皆様のご同意を求めるものであります。ご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は下重三男さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思っております、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時04分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和2年3月16日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 堀 川 照 夫

署 名 議 員 北 條 利 雄